

議事日程（第3号）

平成24年6月12日（火）午前10時開議

1. 応招議員は、次のとおりである。

1番 村上源吉君	2番 高橋道弘君	3番 高橋真一郎君
4番 鳴原利光君	5番 高橋道也君	6番 菅野清一君
7番 菅野意美子君	8番 菅野正彦君	9番 黒沢敏雄君
10番 佐藤喜三郎君	11番 五十嵐謙吉君	12番 高野善兵衛君
13番 石河清君	14番 遠藤宗弘君	15番 齋藤博美君
16番 新関善三君		

2. 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3. 出席議員は、次のとおりである。

応招議員と同じである。

4. 欠席議員は、次のとおりである。

不応招議員と同じである。

5. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長	古川道郎君	副町長	永田嗣昭君
総務課長	高橋清美君	企画財政課長	菅野浩市郎君
町民税務課長	高橋良之君	会計管理者	佐藤修一君
保健福祉課長	佐藤真寿夫君	建設水道課長	沢井一雄君
原子力対策課長	沢口進君	産業課長	佐藤賢助君
教育委員長	佐藤捷善君	教育長	神田紀君
教育次長兼こども教育課長	仲江泰宏君	生涯学習課長	松本康弘君
総務課長補佐	大内彰君		

4. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 佐藤光正 書記 橋本文雄

7. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

一般質問

開議の宣告

議長（新関善三君） おはようございます。ただいまの出席議員は16人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議長（新関善三君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、議長において7番議員 菅野意美子君、8番議員 菅野正彦君を指名いたします。

議長（新関善三君） 日程第2，これより昨日に引き続き一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

4番議員 鳴原利光君の登壇を求めます。鳴原利光君。

4番（鳴原利光君） おはようございます。一般質問2日目、4番鳴原であります。

通告書の質問に入る前に、原発事故から1年3か月が過ぎ、あの住み慣れた緑豊かなふるさとにも戻れず、仮設住宅や借り上げ住宅に不自由な避難生活をさせられている山木屋地区の皆さん、そして、放射線の不安の中で日々の生活をしている川俣町全町民、5月29日、国会の東京電力第一原発調査委員会で福島県知事は、適切さを欠けた避難指示など、国の対応を強く批判したが、しかし、質疑・応答を聞いた多くの県民にとって、それでは当事者である県は、あのときどんな対応をしたのか。事故後、国から県にメールで送付された緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム、通称SPEEDIの試算データの消去によって何の情報のないまま川俣全町民が高線量の放射線を浴びせられました。そして、国民の安全、安心を守る国は、福島第一原発事故で多くの被害者を出したにもかかわらず、関西電力大飯原発を再稼働しようとしております。福島原発事故を風化させぬよう、川俣町民は原発事故の被害者であることを明確にし、先の通告書に従って大きい数字3点、細部7点について質問をいたします。

大きい数字1点目であります。町民を放射能から守る対策は。細部1点、全世帯に放射能放射線測定器を配布せよ。まだ収束していない原発事故、4号機の原子炉建屋には水素爆発が起きて大きく損傷、新聞報道によると、1,535体の使用済み核燃料集合体を入れたプールがあります。大地震が起きて倒壊、再爆発が起きる危険が大であります。住民の安心、安全を守るために、全世帯に放射能放射線測定器を配布すべきではないかと思えます。

(2)、町民健康手帳の作成について。放射能の影響により健康が心配されている町民の外部、内部被曝量などを記録し、今後の健康管理に役立てるためにも町民健康手帳を作成すべきと考えます。

(3)、子どもたちに配布されているガラスバッジの測定結果を公表せよ。子どもたちが、どの程度外部被曝を受けているか、3か月間測定を3回行った結果は。

(4)、内部被曝を守るため、子どものいる家庭に対し食費の助成をであります。原発事故以来、子どもを持つ家庭では、放射能に汚染された食材の摂取に不安があり、安全、安心な食材を購入せざるを得ません。家計を圧迫しているのが現実でございます。町が助成して、加害者である東電に請求すべきではないか。

大きい数字2点目であります。町外に自主避難しているものへの帰還対策は。

(1)、現在でも避難を模索している若者たちが、かなりおります。今まで町外へ避難していった町民に対し、帰還誘導に向けて何らかの対策は検討しているのか。

(2)、現在、町外への避難者数は。

(3)、18歳未満の自主避難者数は。

最後に、大きい数字3点目であります。早急に役場仮庁舎の建設をであります。役場庁舎が震災により全壊してから、中央公民館、保健センター、西庁舎に分散して業務にあたって1年が過ぎ、町民が思うように施設の使用ができない状況であります。また、職員が現在の環境で仕事を長期化すると、知的外傷後ストレス障害、通称PTSDの疑いが強まる傾向があります。早急に役場仮庁舎の建設をすべきではないかと思えます。以上、質問といたします。

議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。町長。

町長（古川道郎君） おはようございます。今日も一般質問となります。どうぞよろしく願いをいたします。

4番 鳴原利光議員の質問に答弁をいたします。

はじめに、第1点目の町民を放射能から守る対策は、(1)住民の安心、安全を確保するためにも全世帯に放射能放射線測定器を配布する考えはないかについてのご質問でございますが、今回の原発事故に伴う放射能汚染は、日々の生活に大変な影響と不安感を与えております。原発事故から1年3か月が経過した現在では、空間線量も事故当時に比べ相当低減しております。しかし、自宅の敷地内や住宅の中、農地など、身近な場所の空間線量の数値は今もって気になるところであり、定期的に測定して実情を知ることが大切なことと考えております。議員お質しの全世帯に測定器の配布をとのことですが、各自治会には町から配布した1台、各行政区には去年の線量低減化活動支援事業で導入した合計100台、各小中学校、幼稚園、保育園には合計125台と多くの線量計が配置されておりますので、これらの機器を有効にご利用いただきたいと思います。また、原子力災害対策課には、貸出用として200台用意してあり、いつでも利用できる状態にあります。今後とも、これら検査機器の貸し出しや使用方法について分かりやすく周知することにより、ご利用をお願いしたいと思います。

次に、(2)町民の外部、内部被曝量などを記録し、今後の健康管理に役立てるために、町民健康手帳を作成すべきと考えるかどうかについてのご質問でございますが、現在、福島県においては、県民の健康不安の解消や将来にわたる健康管理を行

うため、全県民を対象とした「県民健康管理調査」を実施しております。この調査は、被ばく線量の推計を行うため、3月11日以降の行動記録を調べる「問診票」や長期的に健康状態の把握をするための「健康診査」、ホールボディカウンターによる内部被ばく検査等を体系的に実施することとなっております。更に福島県では、これらの結果等をデータベース化して、今後30年間の健康管理と治療に活用することになっており、個人ごとに「県民健康管理ファイル」を作成して配布することとなっております。先行調査として実施した山木屋地区で、県民健康管理調査の問診票を提出された方には「県民健康管理ファイル」の配布が始まっており、約500人には既に配布されました。残りの方についても、まもなく配布される予定となっております。山木屋地区以外で問診票を既に提出されている方については、これから順次配布されることとなりますが、時期は、現在のところ未定です。また、福島県では、問診票を提出されていない方についても「県民健康管理ファイル」を配布する方向で検討中とのことです。町としましては全県民への早急な配布について強く要望して行きたいと考えております。「県民健康管理ファイル」は、健康についての様々な調査や検査結果をまとめて記録・保存できるようにした「家庭用カルテ」となるものであります。放射線関係の甲状腺検査、個人線量計の結果、内部被ばく検査のほか、健康診査や乳幼児健診、医療機関受診の記録等が記入できて、それらの結果通知書を収納できるクリアーポケットもついており、保管がしやすくなっております。放射線に関する資料も掲載されており、健康管理に役立つものであるため、「町民健康手帳」として使用できるものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、(4)「子どもを持つ家庭は放射能に汚染された食材の摂取に不安を持っており、安心・安全な食材を購入していることが家計を圧迫している。町が食費を助成し、その分を東京電力に請求してはどうか。」についてのご質問でございますが、町としましては、原発事故に伴う放射性物質の不安を解消し、安全・安心な食生活の環境を取り戻していくため、昨年12月から町体育館内に放射能食品検査センターを設置し、自家用野菜等の放射性物質検査を行ってきたところであります。これまで、平成23年度に計172検体、平成24年4月に105検体、5月に242検体の合計519検体の食品モニタリングを実施してきたところであります。今後、食品検査センターの体制の充実強化を図り、更に食品の安全性を確保することにより、安心な食生活環境を取り戻してまいりたいと考えており、町といたしましては、各家庭への食費の助成については現在のところ検討しておりませんので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、第2点目、町外に自主避難している者への帰還対策は、(1)町外に避難している町民に対し帰還誘導に向けて何か対策は検討しているかのご質問でございますが、町としまして、これまで毎日、空間放射線量のモニタリングを実施し、自主避難者に対して町内の状況を把握していただけるよう広報活動に努めてきましたが、今後とも自主避難者が早期に帰還していただけるよう速やかな除染を実施し、空間

線量の低減を図ってまいりたいと考えております。併せて、自主的に避難した方々にも空間線量だけではない、その不安な気持ちを解消していただけるよう、健康管理の充実をはじめ、適切な対策を検討し、講じてまいりたいと考えております。

次に、(2)現在の町外の避難者数についてはのご質問でございますが、町外へ避難している町民の数は、平成24年5月末日現在において160名となっております。

次に、(3)18歳未満の自主避難者数についてはのご質問でございますが、18歳未満の自主避難者数は平成24年5月末日現在において74名となっております。

次に、第3点目の「早急に役場仮庁舎を建設すべきと考えるがどうか」についての、ご質問でございますが、震災により被災しました役場本庁舎は危険性が高く、業務の継続が困難であることから、来庁者や職員の安全を確保し、すべての人に安心して利用していただくため、本庁舎の機能を中央公民館、保健センター、西分庁舎に分散・移転いたしまして、昨年4月18日から業務を行っております。この間、来庁される町民の皆様には、用件によりましては庁舎間の移動を強いることとなり、また、中央公民館や保健センターをご利用される皆様には、施設本来の目的での利用が制限されるなど、大変なご不便をおかけしているところであります。役場仮庁舎の建設につきましては、仮庁舎を建設する場合には、それに見合う広い敷地を確保する必要がありますが、現在、仮庁舎を建設できるほどの広い町有地を保有していない状況にあります。更に、仮庁舎の建設には建物本体や付属設備の建設費、移転に伴う機器の移設や運搬など、多額の費用や労力を要するものであります。議員からは、平成24年3月定例会においても同じ質問を受けておるところでございますが、現在、新庁舎の早期建設に向けまして、内部・外部の検討委員会でも基本構想の検討を進めている状況にありますことから、新庁舎が完成するまでは、現在の中央公民館、保健センター、西分庁舎で業務を行いたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。以上で答弁といたします。

議長（新関善三君） 教育長。

教育長（神田 紀君） 次に、ご質問の第1点目、町民を放射能から守る対策は、の(3)子どもたちに配布したガラスバッジの測定結果巷公表せよ。また、子ども達がどの程度外部被ばくを受けているのか、3か月間測定を3回行った結果はについて、ご答弁を申し上げます。町教育委員会といたしましては、昨年3月の原子力発電所事故により放出された放射能による健康被害から本町の子どもたちの命と健康を守ることを目的とし、川俣町震災復興アドバイザーに委嘱しております近畿大学の全面的な協力を得て、町内の幼稚園・保育園および小・中学校の児童・生徒並びに教職員に対し積算線量計を配布いたしまして、昨年の6月22日から1年間の予定で外部被ばく線量の測定を実施しておりますことは、既にご承知のとおりであります。測定の方法は、学校生活及び日常生活を問わず、被検者の生活時間帯のすべてにおいて積算線量計を身につけ、これを90日間継続して年4回累積測定するものでございます。これによりまして、外部から受けた放射線量を累積し、健康被害の恐れ

があるのか、また受ける危険性が内在しているのか等を含め、その判断に資することを目的としたものでございます。これまで既に3回の測定を終了しており、第1回及び第2回の結果につきましては、当該児童生徒の保護者に対し、個人ごとに校長及び担任等の具体的な説明を付して「個人放射線量報告書」と共に通知いたしておるところであります。これまで3回測定した延べ281日間の放射線量の累積値は、平均0.96ミリシーベルトでありまして、本年6月末で1年を迎えるわけですが、いわゆる児童・生徒が学校生活及び日常生活の生活全般において1年間に受けると推定される年間平均被ばく量は1.22ミリシーベルトになるものと推測いたしております。この被ばく線量は、国及び文部科学省が示しております学校生活において児童・生徒が受ける線量について、年間1ミリシーベルト以下を目指すとしておりますが、本町の子どもたちの生活全般の累積値の実態を比較した場合、明らかに学校生活での値は大きく下回っていることから、直ちに子どもたちの健康に問題が生じるものとは考えておりません。しかしながら、保護者の皆様にとりましては、子ども達を放射線による被害から守り、放射能汚染という恐怖から一日も早く逃れたいということが現実にございますので、教育委員会といたしましては、今後とも教育環境の整備と正確な放射線量に関する情報を提供し、児童・生徒の適切な健康管理に努めるとともに、保護者の不安の解消に全力を尽くしてまいりたいと考えております。なお、今月末には1年間の測定結果が明らかとなりますので、被ばく線量の推移と傾向等について分析を行い、教育委員会のホームページで公表いたす考えであります。以上で答弁いたします。

議長（新関善三君） 鳴原利光君。

4番（鳴原利光君） まず、1番目から再質問いたします。

これ好き好んで私達も放射線量を浴びているわけじゃないんですね。3月11日の爆発以来、原発立地町は、もう今は住んでおりませんので、避難して低線量の地域におるわけですね。そういう中でも、浪江町では今回の臨時議会において、浪江に住んでいるわけじゃないですからね、これね。今は二本松や川俣にも住んでいるわけですから。全世帯に7,710個購入をして配布するというような町民の安全対策をしているわけです。県も安全管理だとよく言っておりましたが、震災前には川俣町には線量計なんていうのはあったんですか、事故前には。

議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

町のほうに線量計はございませんでした。

議長（新関善三君） 鳴原利光君。

4番（鳴原利光君） 今、課長のほうから、ありませんでしたと、あまりにも県もずさんでなかったんじゃないかと私は思います。原発事故前、東京電力の発電所周辺には、県内にモニタリングポストというのがどのくらいあったかも町では把握をしていないですか。分かれば、分からなかったら資料持っていますけれども。

議長（新関善三君） 答弁、原子力災害対策課長。

原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

原子力の関係の情報提供ということで、県のほうから年数回モニタリングポストに関する情報等もいただいておりますが、今、手持ちのほうに大変申し訳ございませんが、何か所かということには分かりませんが、定期的に線量計等の数値について報告はいただいております。以上で答弁とします。

議長（新関善三君） 鳴原利光君。

4番（鳴原利光君） それだけ、県もずさんだったというわけですね。

事故前には、東京電力第一原発事故の発生時、発電所周辺には23基しかなかったんですね。あと、発電所予定地に2基、あとは県庁の敷地に1基、これしかなかったんですよ。それを県民が、原発立地町もはじめ我が川俣町にも降り注いできたわけですから。残念ながら山木屋地区の方は避難せざるを得なかったということです。そういう原発事故を想定しないで、今まで原発の推進をしたということは、非常に私は県や自治体がおろそかだったのではないかと私は思います。事故後ですよ、付けるわ付けるわ、あっちゃこっちゃ、人に見えないところに570基にも余るモニタリングポストを設置してありますよね。リアルタイムの線量計と合わせれば2,700台。事故後これだけ付けているわけですから、今、川俣町はグレーゾーンにいるわけですよ、川俣町は。さっきも言いました。4号機がドーンとなったら、私らは何で測ればいいんですか。私今、現在これ文科省からもらっている線量計、私も預けられているわけですから、私も、これ毎日持って歩いています。低いか高いかというのはその人の判断だと思うんですが、やはり、そういうことですね、町民が、もし有事の際には判断できるようにするためには何だといったら、やはり各家庭に線量計を配布するのが一番じゃないかと思うんですよ。そうなったらみんな終わりだと言う人もいますよ。しかし、町民の安心、安全を守るためには、これは必要であります。そういう考えはございますか、どうぞ。

議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

今、議員お質しの有事の際の部分ということでございましたが、今現在、町のほうで持っているやつは貸し出し、答弁をさせていただきましたが、あとはインターネット等でも毎日取っております。あと、町のほうにも毎日、状況などを確認させていただきまして実施をしております。今のところ東京電力のほうからもいろいろと情報をいただいているということもありまして、そういう状況も踏まえて、今のところは皆さんには貸し出しというようなことでさせていただいて、線量のほうの確認等をしていただく。あと、万が一の部分ということになりますけれども、それについてはもう少し、いろんな状況の町としての公表の仕方等々についてもいろいろと検討させていただいて、町民の方に分かるような形の方法の仕方等々も検討していきたいと思っております。以上で答弁といたします。

議長（新関善三君） 鳴原利光君。

4番（鳴原利光君） これ、痛くも痒くもない、色も付いてないから、これ低いか高

いかってというのは線量計で測るしかないんですが、町の中はモニタリングポストあったり、これで結構測っているんでしょうけれども、平時の今はどのくらい旧町内ではあるのか、原子力対策課では調べておりますか。調査しておりますか。事故前と事故後今どのくらいの線量を浴びているか。

議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

事故前と事故後の積算線量でございますが、これにつきましてはいろいろと新聞報道等でも出ているところでございますが、各地区いろいろと状況等もあるということもございまして、川俣町で全般というようなことではなくて、各地区的にいろいろと数量的には違うのかなと思っております。その各地区の詳細については、今ちょっと手もとにないんでございますけれども、周知的な部分では、まだしてなかったところもあるのかなと思っております。早急に精査をさせていただいて、積算線量等についての各地区等々についても皆様のほうにお示しをしながら進めてまいりたいと思います。申し訳ございません。

議長（新関善三君） 嶋原利光君。

4番（嶋原利光君） 今、課長のほうから答弁いただきましたが、川俣町も事故当時、恐らくモニタリングポストは消えちゃったから分からないんだけど、34マイクロシーベルトくらいは川俣だって浴びたんでないかと。福島でさえ24マイクロシーベルト浴びたと言っているわけですから、その後1年半も過ぎれば自然と下がる場合もあれば高くなる場合もあると思うんですが、別に私、これ政務調査費をもらって調べたわけではございませんが、私も県内をある程度線量計持って歩きました。横浜の山下公園にいくらあったと思いますか。0.023ですよ。東京で0.067、大体これ事故前の数値ですよ。米沢でさえ0.035、磐梯町、会津のほうはだいぶやっぱり、ちょっと高い0.082ですよ。宮城県の丸森町で0.165ですよ。新幹線で白河来ると、どんどんどんどん線量は上がります。川俣だって、私町内ずっと歩きます。ほとんど0.5~0.6はありますから。モニタリングポストは、あそこの中に機械が入っていますから、遮蔽されているんですよ。多少低く出るんですね。これは正確ですよ、やっぱり私歩きますから。そうすると0.5~0.6ありますから。やはり、それだけ高くなっているんですよ。そうすると、中央公園あたり行って0.6~0.7ありますけれども、実際こうやって測りますと0.9なんていうときありますよ、朝なんては。やはり、そうすると町民の方は不安なんです。ヘリコプターはばんばん飛んでくると、今だって、ああ、なんだべ、爆発したのかなんて言っている町民の人だっているわけですから、ここは思いきってですよ、町長、町民の安心、安全を守るためにも、財調を崩してでも、やはりこれ町民1世帯に1個ずつ配布するべきだと私は思うんですが。

議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

線量計の配布ということでございますが、町長のほうで答弁申し上げたところで

ありますけれども、今のところ皆様のほうには貸し出しというようなことで、なんとかいろんなところでいただいたものがありますけれども、新たに200台ほど線量計も準備をしたところでありまして、その部分について皆様のほうにも貸し出しができるように体制を整えておりますので、そういう活用をしてみたいと思っております。以上で答弁いたします。

議長（新関善三君） 鳴原利光君。

4番（鳴原利光君） いただいたものばかりあてにしないで、ちょっとは我が銭使って買っていただきたいと思うんですよね。日本では、これ20ミリ以下は大丈夫だなんて国のほうで今言っているようだけれども、チェルノブイリは年間5ミリシーベルトは被ばくの居住禁止になっているんですよ。そういういや、チェルノブイリとここは違うんだといえはそうかもしれません。放射能には、あっちもこっちも国籍はございませんから、やはり国がどうであろうとも、やっぱり国際のICRPあたりも参考にしながら、川俣町は独自でこういう安全対策をやっているんだということも、やはり考えておかななくてはならないんじゃないかと思います。買うか買わないか、人にもらったものであてにするというのもいいですけども、この前も近畿大学の私ちょっとインターネット見ました。線量計を買うときには安いものは買わないでくださいというようなインターネット近畿大学ので出ていましたの、川俣町といろいろお世話になっている大学でも、そのようなことを言っていました。時間もありませんので、こればかりやっていると明日になってしまうから、まずひとつ前向きに、本当に町民のことを守るのか、逃がすんだか、やっぱりきちとした対応をしていただきたいと思っております。

それでは、2番目の町民健康手帳に入らせていただきます。私は、この原発事故は戦後最大の公害病だった水俣病、私は水俣病と同じだと思うんですよ。企業が引き起こした事故でございますので、やはり水俣病と同じだと思っている。水俣病は病気にかかればいろいろ出ますよ。今、低線量でみんな、これから何十年浴びるか分からないですよ。そういう中で、痛くもない痒くもないから、こんなの関係ないんだというような考えじゃなくて、しっかりとこの水俣病と同じなんだというような感覚を持って、危機感を持って、私は県のこの間の健康調査、あれはあれで構わないと思うんですが、県は加害者ですから。ただ、広島、長崎みたく、ただの被ばくの調査みたいな感じだと私は思っています。やはり、地方自治体は地方自治体でしっかりと町民の健康を守るべきだと思うんですが、その辺もう一度明解な回答をお願いします。

議長（新関善三君） 町長。

町長（古川道郎君） 4番 鳴原利光議員の質問に答弁をいたします。

水俣病ということで同じじゃないかというような質問でありますけれども、地域限定といいますか、地域の考えによりますと、これはやっぱりそのような私も同じではないかというような考えを持っています。ですから、この原発事故に起きたことによる子どもの健康管理なり、あるいはまた被災者支援については、しっかりと

国が責任を持ってやっていくことは当然であると思っていますし、福島県という地域の中であって将来忘れられないようにしていかないと、いつの間にか風化されてしまうんじゃないかと、そんな私も危惧を持っておりますので、議員お質しのとおり、これはしっかりと国としてやるべきことについてのことを申し上げながら、責任を明確にしたうえで、県民の健康管理をしっかりとやっていくということについては同じ思いで取り組んでいきたいと考えております。今、県のほうでも県民健康管理調査やっております、それぞれ先行的に飯舘村、浪江町、川俣山木屋地区の住民についてやっているんでありますが、また近々その結果について、5月31日現在の積算線量が発表されるという話も今朝伺ったところでありますので、そういったことも参考にしながら、私どものほうもしっかりと住民の健康管理にあたっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（新関善三君） 鳴原利光君。

4番（鳴原利光君） 国は一生懸命これからやるというようなことでございますが、それだったら、去年の山木屋地区の計画的避難の説明会の時、当時の福山官房副長官、今の復興大臣の平野さん、あと、今度はなんだか分からない郵政大臣だかなんとか分からない松井さんという人、3人来たね。あのとき山木屋の菅野ナミオさんから、山木屋の野に咲く花の絵を描いたやつ渡しましたね、福山官房長官に。この絵を官房長官の部屋に貼って毎日山木屋のことを思っていてくださいよと、あのとき渡しましたよ。それ今、副官房長官でないからおれは知らないよと、国はそんなこと、恐らく貼ってないと私は思いますよ。国、県、相手にしていたのでは、いつまでたっても自動車は走らないと思います。それで、浪江町では、もう県なんて構っていられないよ。4月に町民健康手帳、今年度から実施しています。ホールボディカウンターで測定した内部被ばく線量や県が勧めている健康管理調査の結果などをまとめて記入し、健康管理に役立つ。将来的には、国や東電に医療費賠償請求する際の基礎資料とすることを考えている。手帳は、原発事故があった昨年3月時点の全町民2万1,000人に配布すると、もう先、先、先といっているんですよ。やはり、そういうことを当町も考えていかないと、後手、後手、後手、後手、後手になっちゃうんですよ。そうですから、やはりもう少し前向きに私は考えるべきだと思います。これは県内の各市町村でもこういう問題いっぱい出ているんですよ、やっぱり。なにも町民健康手帳でなくても、低線量被ばく手帳とか名前を変えてもいいわけですよ。将来的に、やはり子どもが就職だ、大学だ、他町に行った場合、ここで被ばくされて他町に行った場合、被ばく手帳ではありませんからね、そういう人たちにも将来的の健康管理に役立つんですよ。そういう意味で、免許証だって、車だって免許証なければ運転できないんだからね。やっぱり将来この人にはこういう事例がありましたよ、事例がありましたよと、だから医療費を無料にしますよと、いろんな問題が出てくる可能性がありますから、是非町としてはこれは考えるべきだと思います。もう一度。

議長（新関善三君） 町長。

町長（古川道郎君） 4番議員の質問に答弁をいたします。

今、質問あります健康手帳でありますけれども、名称についてもいろいろそれはあると思いますが、今、私、質問にありましたように、いわゆる甲状腺検査やった、あるいはホールボディ検査やった、また外部被ばくについても線量の検査が出ておりますので、そういったものを記入した手帳を持っているということは、私はそれは大変良いことだと思いますので、これについては早急に取り組むことでの検討をしていきたいということで今やっておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（新関善三君） 鳴原利光君。

4番（鳴原利光君） この質問は最後にしたいと思うんですが、この間、この新聞に生々しい記事が新聞に出ていました。散歩中の途中、公園のベンチで休んでいると、小学校の低学年の子ども2人と母親が来ました。園内に設置された線量に関しまして、母親が今日は大丈夫か、毎日こうやって、今日は0.56ですよと言って、親子でこんな生活しているんですよ、福島県の我々だって。そういうことをしっかりと踏まえてやっていただきたいなと私は思っておりますので、是非早い時期に検討してやるべきだと思いますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

それでは、3番目の子どもたちに対するガラスバッジについて。先ほど教育長さんから丁寧な答弁をいただきました。本来であれば、教育委員会というのは教育の向上のために一生懸命やっていただくと。余計な仕事これ来たわけですね。本当に私、去年から大変ご苦労さまだと思います。本当に余計な仕事をさせられて、本当に教育委員会、私、大変だと思います。何回かこれ私も測定結果、町の回覧で見っております。相馬市では若干あちらのほうが余裕があったのかどうかと思うんですが、いろいろ詳しく出ているわけですね。幼稚園、保育園、学校順に詳しく出ているんですが、先ほど教育長さんから、川俣町これから1か月でやりますよという力強い言葉をいただきましたので、これは私、何も答弁は要りませんから、ひとつ町民に詳しい公表をお願いしたいと思います。個人情報もありますから、個人的には結構でございますから、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

4番目に入りたいと思います。内部被ばくを守るため、子どものいる家庭に対して食費の助成をであります。いろいろこれ本来であれば、じいちゃん、ばあちゃんが作った野菜を、果物を家庭でなんのあれもしなしで本来であれば食べたらいいんですが、今は本当に検査しているのか検査していないのかという、自家栽培している人の家では、親は食べますけれども、子どもは食べないんですよ。若い人は食べないんです、特に。そういうことを町は調査したり何かやっておりますか。

議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

自家栽培等で皆さんが消費されている中身で、作られている物を食べているか、食べてないかというようなことについての調査はしてございませんでした。

議長（新関善三君） 鳴原利光君。

4番（鳴原利光君） 流通したものばかりが、これ良いんでなくて、この辺は自家栽

培で自給自足している方がかなりおりますので、そういう、これからの調査も必要ではないかと思えます。

また、先日、福島大学の共生システムの研究チームが福島市の調査をしました。食品の産地は非常に気にする77%、やや気にするを含めると94.58%の人が、若い人たちですよ、子どもさんがいる家庭では、これだけ食べ物に注意しているんですよ。それを家計が、どんどん家計に響いてくるわけですよ。給料は上がらない、年金は減る、そういう中でやはり試行錯誤やっているんですが、やはりそういうことに関してですね、できないですか、商工会で出しているプレミアム商品券、ああいうものだってどんどんやって、子どもたちのいるところにやればいいんじゃないかと思うんです、私。そして、かかったやつは東電に請求すると。我々は被害者なんだから、正々堂々と被害者なんだということを言い続けないと国、県はいつも忘れてしまいますので、その辺考えありますか、どうぞ。

議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

今、議員お質しの食費に関する助成というようなことで、例えば商品券等のお話をいただいたところでありますけれども、町のほうでもいろいろと、先ほど調査も必要だということでの問題もいろいろと提起いただいたところでありまして、まず、どのような形で状況になっているかというのはおおむね分かりますけれども、その辺の調査もちょっとさせていただいて、商品券等のそういう食費の助成をしてはどうかというようなご提案でございましたが、今のところちょっとよく検討をさせていただきたいと思えます。以上で答弁といたします。

議長（新関善三君） 鳴原利光君。

4番（鳴原利光君） 今は外部被ばくしたいしたことない、空中線量もないなんて言っていますけれども、平地よりは10倍も10何倍もあるわけですから、そうでなくても、これから内部被ばくのこともあります。これ、消費者庁で出しているやつでございしますが、少量でも長期的に一定の放射線を受けたり物を食べたりするとかなり内部被ばくの影響が、個人差はあると思えますよ。免疫力の高い人は病気にならないのと同じで、けども、これがだんだんだんだん、そういう汚染されている食品、食べ物を食べていると、必ず私は出てくると思うんですよ。そういう点でもやはりしっかりと、これからそういう対応もしていくんじゃないかと。この間、ある父兄にちょうど私のところに来まして、鳴原さん、なんだと、いや、おらいの子どもは高校に行っているんだけどもねと、なんだいと、いや、子どもらのことはここには置かれないよと、学校でも先生なんだと、女の子なんては専門学校に行けと、けども、専門学校は近くの専門学校は行くなと、いくらでも遠くの専門学校に行けと、1年でも2年でも3年でも行っていれば、それだけ放射線量を浴びなくて済むと。はり水面下ではみんなそういうふうに危機感を持っているんですよ。やはり、みんなそういう水面下で持っていて、やっぱり役所がそういうふうに大丈夫だ、大丈夫だなんて言っていたんでは、だんだんだんだん人が減っていく一方ではない

かと思いますので、その辺も十二分に考えて、これから当たっていただきたいなと思うわけでございます。

時間もなくなってきましたので、大きい数字の2番目になりますが、町外に自主避難しているものの帰還対策はですが、先ほどいただきました、かなりの方がやはり町外に避難されているということですが、その自主避難されている方へ町としては帰還に向けて何かやっておりますか。

議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

自主避難者の方々については、町のほうからいろいろと情報提供ということも大変大事なことでありますので、いろんな各方面にわたるような情報提供ということでさせていただいております、その帰還に向けたような状況というようなお話がありますが、ここで町長のほうで答弁申し上げましたが、まずは町内の線量を下げることがやはり優先ということで考えておりまして、除染を速やかに実施をして、その情報等も皆さんのほうにご案内、周知をさせていただきながら、早期なり帰還というようなことで考えていただけるような対策をとっていきたい、このように思っております。

議長（新関善三君） 嶋原利光君。

4番（嶋原利光君） そうすると、自主避難されている方には町としては、町の今の現況とか広報紙とかってというのは把握して送付しておりますか。

議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

自主避難をされている方で、町のほうに住所等の登録、又はいろんな形で住所が分かるものの方については、情報提供をさせていただいております。

以上で答弁といたします。

議長（新関善三君） 嶋原利光君。

4番（嶋原利光君） 総務庁に登録していると、それが住民票じゃなくても登録すればそれなりに通知は行くというようなことでありますが、あと、川俣町には、やっぱり良い制度がありますよね。保育料の減免にしたって、医療費中学生まで無料、今やっていますが、原発の関係で18歳以下は県内は無料になるということですが、先駆けてこういう制度をやっていますね。やはりそういう良い制度をやっているんだから、もっと今度は帰還に向けて環境整備をするべきでは私はないかと思えますね。線量を下げれば、除染して下げればいいという問題ではないと私は思うんですよ。やはり小さい子どもさんがいるところでは、県外に、町外に避難している方には、川俣町にはこういう屋内子ども広場も造ったよと、あとは健康はこれこれ町民健康手帳も作ったよと、そういう生活からの、やっぱりそういう改革をしていかないと、だんだんだんだん川俣町には戻ってこなくなってしまうんじゃないかと私は危惧しているところでございます。西郷村だって、ここより線量低くたって、もうプールは怖いんだと、屋内プール造るんですよ。西郷村ですよ。ここは、

そういうふうなやはり先、先、先で進まない、戻って来たくても戻ってこれなくなっているんですよ。あとは、住民票を置いて、川俣に住みたくなって住民票を持っていった方もおるわけですよ。そういう方だって、いずれは戻りたいんだという気持ちを持っているわけですから、そういう人たちの把握も私はしておかなきゃならないのではないかと思います。ましてや川俣町は1万5,000人割りました。だんだんだんだんだんだんだんだんだんだん子どもは少なくなるわ、年寄りはいっぱいになるわと、町が存続するのかなんだか分からなくなるような町になってきますので、やはり早く、早く手を私は打つべきではないかと思うんです。参考までですけど、今日の民報新聞、いいことをやっていますよ、川俣だってね。社会福祉協議会、避難している方に傾聴ボランティア、不安や悩みを和らげる、役場OBの方が行って、今日大きく新聞に出ていました。ああいうことだって一つの施策だと私は思うんです。やはり、どんどんどんどん戻る環境、戻っていただく環境も町としてはやるべきだと思うんですよ。それ町長、ありますか。

議長（新関善三君） 町長。

町長（古川道郎君） 苦渋の選択のうえに、町外に避難している旧川俣町から出ている方が160名ほどいるという報告、答弁をさせていただきました。そういった方々が、また安心して川俣にふるさとの思いを今もって持ちながらの生活をされているわけですから、そういった方々が戻れるような環境、そのことは、ここに住んでおられる多くの町民の皆様と同じだと私は思っております。そういった意味で、今回の除染事業をとにかく徹底してやっていくんだと、一番は、なんといっても先程来質問にありますけれども、空間線量の問題はいちばん身近で、どこに行っても、ここのところはこれくらいあるんだとか、そういったことが身近な話題で出されておる状況を考えますときに、なんといっても、この除染というものは徹底してやっていく必要があると、そんなことで答弁の中にも書かせていただいたわけですが、そういったことも含めながら、また先程来の健康管理の問題、また食の問題もあります。そういったことをトータル的に含めて対応、対策をとりながら、今後の川俣町の子どもたちが安心して住めるような環境づくりをしっかりと取っていきたいと、質問の趣旨にあるようなこともしっかりと受け止めながら、やっていく思いでおりますので、また現在も取り組んでいることもありますから、ご理解を賜りたいと思います。

議長（新関善三君） 鳴原利光君。

4番（鳴原利光君） 町長の強い力を期待しておりますが、この前、30日ですか、先月。初めてこれ福島県知事の佐藤雄平知事も、山形に避難している方の意見交換会をされたようでございますね。そういう中で、いろいろこれらも山形には1万2,607人が避難していると。恐らく川俣の人口くらいは、これ行っているわけですから、知事も行っているわけですから、町長も川俣町から避難されている方、外国に行っている方もいると思いますから大変だと思うんですが、近くにいる方とか、そういう方があったら、やはり時間、確かに町長も大変だと思います。こんな

降って湧いたようなことに取り組んでおるわけですから、しかし、それはやっぱり首長として、やはり全部回れとはいいませんけれども、避難されている方のちょっと意見も聞きながら、川俣に戻ってきてというような環境づくりもこれから必要じゃないかと私は思うんですが、是非これは実現していただきたいと思うわけでございます。これ山形県の吉村知事も

議会事務局長（佐藤光正君） 残り5分です。

4番（嶋原利光君） いろいろ福島県の避難されている子どもたちに、いろんなこれ体験キャンプとかいろいろやっていますから。やはり町もそういうことも考えながら、ひとつ意見交換に行っていたきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

あと5分と言われたので、最後の質問にさせていただきます。3月議会にも私質問をいたしました。土地がないから、町の土地がないから建てませんと言われました、同じことを聞くわけですが、大変町長な耳が痛いと思うんですが、これも私の役目でございますので、ひとつよろしくおもしろいと思います。

3月議会、今回の答弁書にも今の状態でやっていくんだというんですが、私もいろいろ職員の健康管理の問題、心配しております。職員ではございませんが、3月に避難されて双葉町から来た方、私、同僚の高橋議員とたまたまある施設に夕食時に行ったら、やはりストレス障害で、なんでもない人がPTSDにかかって、私が救急車を呼んだ記憶がございます。だんだんだんだん長期化しますと、あの天井の低い、肩と肩が触るような場所で職員の皆さん仕事していますよ。やはり、これPTSDになる可能性が大でございます。この前、震災3県の警察官、PTSDの疑いがある方408人ですよ。408人いるわけです。職員の方、みんな我慢してやっていますから。宮仕いなものだから、町長、ひどいからどうだこうだとも言われないですが、ひとつ土地がないとかじゃなくて、町長どうですかね、公民館の前にだって1つ建てる、あとこの裏にだって1つ建てれば、相当な仮設庁舎、2階建てにすれば私はできると思うんですよ。電気さえあればいいわけです。トイレは、公民館も使えばいい、保健センターも使えばいいわけですから。そうすると公民館とか保健センターは十分、保健センターが検診する子どもやお年寄りの検診するところで、半分原子力対策課が入ってですよ、あそこには汚れた方も来るんですよ。片方では乳児が検診をしているわけですから、そんなの何が町民の健康のためだって私、見ましたけれども、本当にこれ振興計画でなくて、復興計画の中にありますよ。町民の健康を守るとうたっているわけですから、やはり、そういうのははっきり、私分かりませんが、建築基準法の中で問題あるならまた別ですけども、あくまでも仮設ですから、庁舎だって、いつ出来るか分からないでしょう。まだ、あのままにしておくわけですから。もうスーパーに行って大根買って、白菜買って、鍋つつくべなんていうわけにはいかないんですよ、これね。やはり壊さないうちは建てられないんだから、あそこに決まったわけではないですけども、例えばの話ですよ。だからやはり職員のことを、前に残念ながら因果関係は分かりませんが、お一人の職員の方がちょっと病気になられた方いるようですが、やっぱり、これが

ら長期化しますと職員の皆さんは、だんだんだんだん犠牲者が出てくると、やはり今度町長、労働災害なんていう問題も出てきますから、やはり早いうちに、なにも前に建てたって別に支障ないわけです。コスキンとかシャモ祭りやるなんて、こういう非常事態ですから、まずはイベントよりは人の命を守ると、それを私は優先にするべきだと思うんですが、その辺の検討するかしらないか、ひとつ町長に。

議長（新関善三君） 町長。

町長（古川道郎君） 4番 鳴原利光議員の質問に答弁をいたします。

庁舎の仮設の件でありますけれども、3月議会にも出されておりますけれども、今、職員がそれぞれ分散した中で仕事をしているわけでありましてけれども、いちばんは職員の健康管理については、これをしっかりと管理していくということしていくことが一番大事だと思っております。今、質問にありましたような、そういった健康障害、精神ストレス障害などが起きないように、そういったことの現状などを十分に把握しながら対応策をとって、この難局を乗り切っていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議会事務局長（佐藤光正君） 60分経過いたしました。

議長（新関善三君） 時間ですので。

4番（鳴原利光君） 時間がきましたので、まだあったんですが、これで終わりたいと思います。

議長（新関善三君） ここで休憩いたします。再開は午前11時15分といたします。
（午前11時00分）

議長（新関善三君） 再開いたします。
（午前11時15分）

議長（新関善三君） 次に、1番議員 村上源吉議員の登壇を求めます。村上源吉君。

1番（村上源吉君） おはようございます。1番議員の村上源吉です。

平成24年度も2か月を過ぎ、6月となりました。国におかれましては、消費税、TPPなど被災地域の復興に悪影響を及ぼすような問題が山積みしているようでございます。被災地へのもう少しの対応をしてもらいたいものです。原発事故対応に対しては、国、県、東電の意見にだいぶ不一致な部分が見られ、情報の共有というかけ声だけでは非常に私たち町民、県民は困ることになります。しっかりとした防災計画を願いたいものです。更に今度は避難区域の見直し等により、かなりの帰宅できない方々が出てまいります。そんな中、避難区域等の隣接する川俣町の対応が非常に重要となってきます。人口減少が進む川俣町において、いかに避難者の方々の定住と受け入れを進める施策が大事であると思います。今現在、川俣町においては、農地の除染が進み、これからは住宅地の除染が始まろうとしています。平成24年度の施策等について質問させていただきます。

1つ目は、川俣町防災計画を見直したか。

(1)として、いつ、どの箇所か。

(2)、それを周知、徹底されたか。川俣町は計画的避難区域を含め、町の防災計画の変更見直しが急がなければならないと考えています。最近では、地震はもとより、風水害に加え、落雷や雹、竜巻、地滑りなどの自然災害が増えてきております。

2つ目は、居住地域の除染についてでございます。

(1)、計画どおりに進んでいるのか。

2つ目、シャモ飼育施設等の除染は。居住地域の除染については、東電原発事故発生から早1年3か月、発生後3～4か月後には除染の話が出され、モデル除染等がされてまいりましたが、当町においても予算要求だけは急がれても、今現在実効が遅れているように見えます。更に川俣町のブランドであるシャモ肉の生産農家のシャモ飼育施設においても、屋外での運動がされない状況において除染が急がなければならないと考えております。

3つ目、復興事業として営農団地造成に着手すべきと考える。川俣町を含め、他市町村の避難を余儀なくされている方々、更には計画の見直しにより居住困難、帰宅困難と様々な方々がおられます。そんな方々が、この川俣町に住んでもらえる環境づくりの一つとして、復興事業計画に営農団地造成を組み入れる計画を早期に実施すべきと考えます。以上の点を質問させていただきます。

議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。町長。

町長（古川道郎君） 1番 村上源吉議員のご質問に答弁をいたします。

はじめに、第1点目の川俣町防災計画を見直したかの(1)いつ、どの箇所についてのご質問でございますが、福島第一原子力発電所事故による原子力災害発生後、「原子力災害対策措置法に基づく基本的対応」について、災害対策本部の体制を緊急的に見直しいたしました。町の地域防災計画の全般的見なおしは、これからとなります。現在、福島県において、昨年の東日本大震災を踏まえた地震、津波対策の抜本強化と体制見直し、また、新たに津波対策編を新設する内容の見直し作業が進められております。本町においても、この県の地域防災計画の見直しに合わせた地域防災計画の見直しを行うこととしておりますが、地域防災計画の策定及び見直しにあたっては、災害対策基本法において国が防災基本計画を策定し、都道府県及び市町村が策定する地域防災計画の重点事項や作成すべき事項について定め、更に都道府県が、これに基づいて市町村が行うべき業務や事務の大綱を定めることとしております。市町村は、これらの定めを踏まえた地域防災計画を作成することとされておりますことから、本町の地域防災計画につきましても現在県が行っております計画見直しの内容に沿った見直しを随時行っていくこととしております。現在、国、県が行っている見直しの内容の中でございますが、津波被害は本町では該当しないため地震対策の抜本強化と体制見直しが最初の見直し内容となります。更に、今回の見直し作業は、未曾有の地震被害、更には原子力災害を網羅した内容とする必要があると考えております。原子力災害については、いまだ国の検証段階にある

状況で、本町にまで及んでいる原子力災害の具体的方策が示される段階には至っておりません。福島県においても見直しについて困難を極めているというのが現状であります。見直し後の計画につきましては、町民の皆さんが対応することなど、ご協力いただかなければならないことがありますので、広報紙をはじめホームページ等により幅広く周知してまいる考えであります。

2つ目に「周知徹底されているか」とのご質問がありますが、今後の見直し作業と併せて行ってまいりますので、ご理解いただきたいと存じます。

次に、第2点目「居住地域の除染について」の、(1)「計画どおり進んでいるか」についてのご質問でございますが、現在の除染の状況でございますが、当初計画に比べまして概ね1か月から2か月程度、作業が遅れている状況にあります。作業が遅れているのは、居住地域の除染につきましては、大きくは仮置き場整備事業と除染事業の2つの事業に区分されており、そのうち前段の仮置き場の確保に時間を要していることが原因であります。昨年、各行政区などの地域の皆さんのご協力により取り組んでいただいた線量低減化活動支援事業の検証結果や反省を踏まえ、除染の推進にあたりましては、仮置き場の設置が喫緊の課題と認識しており、仮置き場の選定及び設置に向けた取り組みを行うことが、まず必要であり、現在設置に向けた説明会等を実施しているところでございます。この仮置き場の設置の目途がついた地域から除染事業に移行することになりますが、現在の状況からいたしますと、最も早い地域としましては6月中に仮置き場の選定を終了させ、仮置き場整備事業と除染事業を併せて7月を目途に事業を推進することになると考えております。

次に、(2)「シャモの飼育施設等の除染は」についてのご質問でございますが、昨年の原発事故に伴う放射性物質の拡散により、川俣シャモの飼育方法はシャモが地表面の汚染された土を摂取することや、土はもとより、立木の枝や葉などの周囲の汚染された環境下となってしまったことから、開放的な運動場での飼育ができない状態となっております。このようなことから、一日も早く運動場はもちろんのこと、「鶏舎」を含めて除染を実施し、永年培った「川俣シャモ」のブランドを維持していかなければならないと考えており、シャモ振興会等関係団体と調整を行いながら進めてまいる考えであります。

次に、第3点目「営農団地の造成を」の、「復興事業として営農団地造成に着手すべきと考えるがどうか」についてのご質問でございますが、営農団地の造成にあたっては、その必要性、具体的な利用計画の策定など、十分に検討しなければならないと考えております。そのため、現在、農業関係団体からの意見等を把握し、その必要性等について整理しているところでありますが、強い要望等はいただけない状況でございます。一方、町内には作物を作らないで荒らしておく、いわゆる耕作放棄地が山木屋地区を除いて約300ヘクタールあり、その中で人力や農業用機械で草刈等を行うことにより、直ちに耕作することが可能となる土地としまして約100ヘクタールございます。地区別に見ますと、川俣地区1ヘクタール、東福沢地区6ヘクタール、西福沢地区8ヘクタール、鶴沢地区9ヘクタール、小神地区

6ヘクタール、羽田地区4ヘクタール、秋山地区13ヘクタール、小島地区3ヘクタール、飯坂地区19ヘクタール、小綱木地区13ヘクタール、大綱木地区21ヘクタールとなっております。このように短期間で、また草刈等では直ちに耕作することはできませんが、基盤整備を実施して農業に利用すべき土地としましても山木屋地区を除きまして197ヘクタールございます。このように短期間で農地を確保することも可能となりますことから、耕作放棄地の利用促進を図っていくことも重要ではないかと考えております。併せて営農団地の造成の検討にあたって、このようなことを含めながら総合的に検討する必要があると考えております。

以上で答弁といたします。

議長（新関善三君） 村上源吉君。

1番（村上源吉君） まず、1点目の防災計画の見直しについてなんですが、あくまでも、やはり私は建設業が長いものですから、どうしても現場主義の考えがあるんですよね。そんな中で、川俣町は川俣町独自で、やはりベターな防災計画が私は100%必要だと思います。今まで何回も答弁の中では、国が、県が、国が、県がという繰り返しがございますが、やはり川俣町に合った防災の計画等を考える必要が非常に大切だと思います。そういった点からもう一度お伺いしますが、川俣町単独での防災計画を見直す考えはないでしょうか。

議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

単独でも作れという話でございますが、県のほうでも今、見直し作業に入っておりますので、単独でもできないことはないんでありますが、県の動向を見ながらやっていきたいというふうに思っております。今現在進めておりますので、そういった形で進めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思いません。

議長（新関善三君） 村上源吉君。

1番（村上源吉君） まずは、前回もちょっと質問させていただいたんですが、避難区域等ですか、山木屋を含め浪江、飯館、葛尾、山林火災等、重大な山林火災が発生した場合、その対応としてやはり川俣町民が再度避難になる可能性はゼロとは言えないと思うんですよね。そうした場合に想定される最悪の状態を川俣町単独で考えなければならないのが必要かと思うんですが、その辺お伺いします。

議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

山林火災の話がございましたが、当然そういうことは盛り込んで検討していきたいというふうに思います。

議長（新関善三君） 村上源吉君。

1番（村上源吉君） 同僚議員からも、今現在、山林には相当の放射能物質が含まれていると。40万から100数十万ベクレルまでであるといった場合に、やはり山林火災が発生した場合に、その火災によって舞い上がる量がかなり広範囲に出ると思

うんですね。そうした場合に川俣町としては、今現在どのぐらいの広範囲まで来る予想をしているのでしょうか。

議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

火災になったときの避難ということですが、現在のところ、そこまでは考えてございませんでしたので、今後検討していきたいというふうに思っております。

議長（新関善三君） 村上源吉君。

1番（村上源吉君） 火災が発生した場合の広域消防との連携ということで、前にも答弁いただいておりますが、それでは、山林火災等が発生した場合、今現在川俣消防団の末端の方々までへの火災の際の防災服等ですか、こういったものが装備されているのですか。

議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

マスク等の準備はしております。

議長（新関善三君） 村上源吉君。

1番（村上源吉君） どういったマスクですか。

議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

普通のマスクではなくて、そういう火災とかに耐えられるマスクとなっております。以上です。

議長（新関善三君） 村上源吉君。

1番（村上源吉君） テレビ等でも見ますと、がれき処理であれ、放射能の高い地域等の防災的服装というやつですか、そういった場合には、この前、原発視察に行ったときと同じような防毒マスクというんですか、そういったやつからいろんな服装ですか、そういったものまで装備されているわけなんです。今現在、川俣町の団員のほうに聞くと、何ら普通の、その辺で売っているただマスク等でしかないということなんです。そういった装備で消防団に広域火災になった場合に出て行けて発令、団長にさせる装備でよろしいのでしょうか。

議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

防具、資材等の使用ということで、耐熱スーツ、防護服、マスク、あとはゴーグル、ゴム手袋等を用意しておりますので、そういったときには、それを使用させていただいて現場に行ってくださいということになります。

議長（新関善三君） 村上源吉君。

1番（村上源吉君） 今のお話聞くと、団員が通常の火災にちょっと毛の生えたやつかなと。やはり放射性物質がかなりの濃度で、テレビの報道でも聞くと600度の熱で凝縮されて400倍になったとか何とかって、そういう話も出ているんです

が、そういった場合に、そんな危険な場所に今の装備で消防団が入れるのか、その辺は安全面、十分クリアされているとお考えですか。

議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

今言った放射性物質の吸引及び汚染防止のための防護服ということになっております。1回の支給につきましては、被ばく線量の増減につきまして1ミリシーベルトとしております。複数回従事する場合については、年間10ミリシーベルトということで現在行っております。被ばくの線量の管理等についても、記録をするなど線量の管理に努めるということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（新関善三君） 村上源吉君。

1番（村上源吉君） そういった管理面もなんですけど、今現在、それではそういった装備が川俣町の消防団にすべての団員に配付になっておるんでしょうか。

議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

すべての団員にはいっておりませんで、出動するというところで準備をするということでございます。

議長（新関善三君） 村上源吉君。

1番（村上源吉君） すべてにいてないということは、どのくらいの着数と大規模火災のとき、総団員が出動することがないのか、それとも後方支援で見ているだけになるのか、その辺の考えをよく聞きたいんですが、その辺、全団員に配付する考えはございますか。

議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

全員ということになりますと今510数名団員がございまして、その辺検討していきたいというふうに思います。

議長（新関善三君） 村上源吉君。

1番（村上源吉君） やはりこれから予算計上して検討しますということだと思っておりますが、ただ、いろんな危機管理からいっただらば、最悪の状態を想定して計画を練らなきゃならないと。やはり川俣町の置かれた環境、それを踏まえれば国が、県がという前に、やはり自分たちの身は自分たちで守るという、やっぱり考えがなければ、そういったものの装備から団員の指導周知が徹底できないのではないかと。今言ったように、これからうんぬんということなんですが、それでは、今まで配付した装着等の教育とか指導徹底は、いつなされたんですか。

議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

その配付したときということでご理解をいただきたいと思っております。

議長（新関善三君） 村上源吉君。

1 番（村上源吉君） いつ配付したんですか。

議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

配付するときということで、ご訂正をお願いしたいと思います。

議長（新関善三君） 村上源吉君。

1 番（村上源吉君） その配付するときというんですが、いつ、それでは配付するんですか。

議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

総務課長（高橋清美君） ご答弁申し上げます。

先ほどの配付したということじゃなくて、これは訂正を申し上げたいと思います。先ほどの答弁については訂正をさせていただきます。取り消しにつきましては、先ほど配付をしたという部分を取り消したいと思います。

議長（新関善三君） 今、答弁に立っております総務課長、前段で発言しております配付したということですが、そのことについては今の答弁で、これからというような発言をしたわけですので、前段の発言と、ただいま発言したことについて訂正する箇所は総務課長のほうから訂正抹消を、配付したことを取り消すことについて再答弁を総務課長に求めます。（不規則発言あり）

今の総務課長の答弁で、おはかりいたします。取り消すことを議員の皆様方におはかりをいたします。（不規則発言あり）

大変申し訳ございません。ここで暫時休議いたしまして議運を開催いたしますので、そこで整理をさせていただきますので。（不規則発言あり）

議長（新関善三君） ただいま総務課長からの発言で、取り消しの申し出がありました。

認めます。

続きまして、質問を続けます。答弁を総務課長から求めます。

総務課長（高橋清美君） 大変失礼いたしました。

消防団に配付したかということで、団のほうには配付をしてございますが、個々には配付してないということで、防護マスク、防除マスクが110個になります。あとタイベック防護服が110、防除マスクが使い捨てでございますが、これ500個ということで団のほうには配付してございます。以上です。

議長（新関善三君） 村上源吉君。

1 番（村上源吉君） 今のような細かいことで私の質問なんですが、全体の計画を100%私も見直せとはいいません。やはり川俣町として取らなければならない基本的な姿勢とその部分、部分で徹底的に対応していかないと、末端の町民が最後までばかを見るというんですか、そういった状況が発生します。あくまでも私も現場で仕事をやってると、末端の作業員が事故に遭う例が多いことでもありますので、こういったやっぱり防災計画等も十分末端の弱者が被害被るということで、その辺計画

の見直しはできるだけ早く、そして末端の町民にも分かるようにしてもらいたいと思います。

続きまして、2点目の居住空間の除染についてお尋ねいたします。全員協議会からいろんな場で示された当初の住宅居住空間ですか、この除染について、7月をめぐりに全地区除染に入るということで説明できたんですが、その前段でありますモニタリング調査がいまだかつて入っていないんですが、7月から入ってすぐモニタリング、除染が実行できるのか、その辺をお伺いしておきます。

議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

除染のことですが、除染前にモニタリング調査をして線量の調査を行うと、その線量調査に基づく除染計画を立てて除染を実施するという流れになってございます。そのモニタリング調査でございますが、おおむね1軒当たりは1日、2日にて線量調査というものはできるものと理解をしております。それを除染計画としてとりまとめて、どのような除染をするのかということになります。それはあくまでも1軒の場合であります。各地区、今回24年度で実施をするという予定をしております。世帯等もでございます。そうしますと、大変2,000世帯という形になりますけれども、そういう部分については全部できてから除染に入るのか、また、各々モニタリング調査に基づく除染計画が出来次第にご理解をいただいて、同意をいただいて実施をしていくのかというような課題も残っておりますけれども、やはり1か月、2か月というような形の期間というものは必要になるということで理解をしております。以上で答弁いたします。

議長（新関善三君） 村上源吉君。

1番（村上源吉君） 1戸2日くらいのモニタリング、それから計画うんぬんということなんですが、そうしますと、今回6ブロックに分けて実施しますと、約1ブロック330戸、そうした場合のモニタリングだけで1班やっていきますと660日かかるということになると、まずモニタリングだけで1班でやっていくとそのくらいの日数がかかるわけなんですが、実際そういったチームですね、何チームで、1ブロック何チームあたりで予定しているのか教えてください。

議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

平成24年度実施を行う地区ということで、大字的には6地区がございまして、そのチームについては各々の大字単位に発注等を行うとした場合に、各大字単位の世帯数等も違いますので、おおむね1か月、2か月で調査ができるようなチーム体制というのがやっぱり必要であろうということで考えております。

以上で答弁いたします。

議長（新関善三君） 村上源吉君。

1番（村上源吉君） 間に合うくらいのチームということなんですが、今現在、川俣町の除染事業組合ですか、そこに登録されているのは何社、何名くらい事業組合は

あるんですか。

議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

除染組合ということで、町内にできておるのは除染組合で60社程度ということで理解をしております。

議長（新関善三君） 村上源吉君。

1番（村上源吉君） 60社、何名くらい登録されているんですか。

議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

会社数というか、登録者数等は確認といたしますか、分かっておりますが、その各々の人数と1社当たり何人いらっしゃるのかというようなことについては、まだ詳細確認をしてございません。

議長（新関善三君） ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後1時です。

（午後0時00分）

議長（新関善三君） 再開いたします。

（午後1時00分）

議長（新関善三君） 村上源吉君。

1番（村上源吉君） 事業組合60社、何名いるか分からないということなんですが、予算組んで全体のロードマップを示した際には、24年度第一四半期にはモニタリング等が始まったり、あとは仮置き場の設置等が始まり、7月からは実際除染に入るといったことなんですが、今現在まで、今は6月の半ばですよ。そうした場合に、全体工程にかなり悪影響を及ぼすのではないかと思われますが、その辺の工程とか見直し、今後の実際にモニタリング、実際の除染の入る時期がいつ頃になるか、お尋ねいたします。

議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

町長答弁で申し上げましたが、一応6月中には仮置き場の設定をしていきたい。7月中にはモニタリング等を含めた除染というものを発注していきたいということで今考えております。1か月、2か月遅れているわけでありましてけれども、それについている工程の見直しはということではありますが、年度内の24年度部分については、24年度で完了できるようにしてまいりたいと考えております。

議長（新関善三君） 村上源吉君。

1番（村上源吉君） かなり発注が厳しい日数だと思うんですが、この事業組合だけで実際除染の人間、人数ですか、確保できるという事業組合からの確約か、そういったものはございますか。

議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

人数等の確約というようなことですが、それについては除染組合等のほうからはございません。

議長（新関善三君） 村上源吉君。

1番（村上源吉君） 再三私も、どうしても土木のほうで長年仕事をしてきたものですから、そちらのほうの考えが先に立つんですが、やはり仕事は受注する前、発注予報があって、うちらほうが取れるかどうかという段階から、もう計画等には入るわけなんです、その際にはやはり工程、それから入りまして、それに対する人員、機械、いろんな配置関係等も考えてくるわけなんです、そういったロードマップで発注に対して6ブロックに分けた場合、1ブロック、そのやはり1チーム何人が必要か、そういったものが当局でも把握してないと、適正な年内の完成、工期ですか、それが問われるんじゃないかと。無理やり押し付けても実施できなかったなどということがあれば、そのツケは最終的には生活している町民にくるわけなんです、その辺の細部のロードマップの検討はされたと思うんですが、その際の6ブロックの作業員の人数等をどのように考えておられるのか、お聞きしたいです。

議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

今、6ブロックということから、大字的には6大字ということだと思えますけれども、そうしますと、各ブロックとも大字単位でいきますと500世帯から100世帯まであるわけでありまして、その部分での詳細、いろいろと積み上げてはきているところでありますが、おおむね200世帯ですと3か月程度あればできるという考えを持っております。これは標準的な部分であります、そうしますと、500世帯ですと倍ですので4か月かかると、4か月から6か月かかるということになりませんが、その辺も人的な配置、あとは今ご質問いただいておりますチーム数ということになりませんが、そういう部分についても十分配慮をしながら年度内の完成に向けたチーム編成、いろんな部分で調整を図りながら実施をしていきたいと考えております。

議長（新関善三君） 村上源吉君。

1番（村上源吉君） 発注する側としてのやはり今の答弁では、何ら解決ができないと思います。なぜならば、やはり3か月の裏付けの根拠、そういったものがはっきり示さないと、日数だけでは全然発注者としてですか、発注、受注する側のほうも大変日数で抑えられると大変難しい面が出てくるのかなと思います。私も土建屋にいたもので、そういったものでちょっと話したことがあるんですが、やはり地元の事業組合だけの施工では不可能だと。まず6ブロックに割った場合に、平均でいくと金額的に恐らく平均戸数でなれば、6ブロックを平均で割れば恐らく1ブロック20数億円になるんじゃないかと。そうした場合に、川俣の業者でそれだけの資金運用ができるか。それと人員が確保できるか、そういった場合には川俣の事業組合を

組んだ中でも不可能だということが、ほぼ話の中でも出てくるわけなんですけど、そういう発注の方法も大手業者とのJV関係も検討したほうがいいのかなと思うんですが、当局の考えをお伺いいたします。

議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

今、議員お質しの中で、いろんな人的な配置の部分では、やはり川俣の部分だけでは大変だろうというお話もいただいたところでありまして、その辺も十分考慮をしまして、発注する場合に適正な工期、あとは適正な人的な配置等々も踏まえながら、よく調整を図り、発注する場合にはそのようにしてまいりたいと考えております。

議長（新関善三君） 村上源吉君。

1番（村上源吉君） 地元の事業組合と十分な連携をとりながら、一日も早い調整に入っていただきたいと。

もう1つ、除染のことなんですけど、今回の除染区域外の前もお話ししていたモニタリングによってホットスポットが発生した場合には、除染を同時並行して進めるという話だったんですけど、その辺の考えは変わりございませんか。

議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

今言われました平成24年度以外の25年度実施予定のところの区域外というふうなお話だと思いますが、それに伴いますモニタリング調査、結果によりまして、ホットスポットと言われるような線量の高いところについては、そのように24年度でできるものについては実施をする。また、あと町としては、幼児の家庭並びに子どもさんのいる家庭を優先にということで、モニタリング調査実施によります線量の確認をしながら、実施できるものについて、いろいろと選別をさせていただくことになっていきますけれども、早急なる除染に努めてまいりたいと考えております。

議長（新関善三君） 村上源吉君。

1番（村上源吉君） そちらのほうは、そのように進めていただきたいと思います。

次に、シャモ飼育施設等の除染について再質問させていただきます。川俣のシャモ肉からは、放射性物質が検出されたという例はございますか。

議長（新関善三君） 産業課長。

産業課長（佐藤賢助君） 質問にお答えいたします。

川俣のシャモから放射性物質が検出されたということは、報告ございません。

議長（新関善三君） 村上源吉君。

1番（村上源吉君） 川俣のシャモからも微量といえは微量なのかもしれませんが、出たという話は聞いているんですけど、その辺は間違いなく出てないということでしょうか。

議長（新関善三君） 産業課長。

産業課長（佐藤賢助君） 質問にお答えいたします。

検出限界については、出てないということははっきりしておりますが、検出限界以外について確認をさせていただきたいと思います。

議長（新関善三君） 村上源吉君。

1番（村上源吉君） ブランド品の川俣シャモからも微量でありながら出たと。また、陰では処分としたというような、私もはっきり個人名までは聞いてないんですが、そういう話が出ています。川俣のブランド品から、そういったものが出るということは、やはりブランド品がゆえに更に消費者は敬遠するということになりますので、その辺よく調査願います。

あと、鶏舎の屋外ですか、こういったところで運動をさせるということで川俣のブランドシャモが肉質が良いということで評判だったんですが、屋外で今後運動させないということで肉質が低下したということがだいぶ聞かれますが、その辺の肉質が低下したとかいうようなお話は当局の耳には入っているのでしょうか。

議長（新関善三君） 産業課長。

産業課長（佐藤賢助君） 質問にお答えいたします。

確かに議員ご質問のとおり、今現在、川俣のシャモの飼育につきましては、運動場になかなか出せないで飼育しているというような農家の方がございます。肉質が低下したかというようなご質問でございますが、私どものほうには肉質が悪くなったというような報告は出されていないところであります。

議長（新関善三君） 村上源吉君。

1番（村上源吉君） その辺のやはり情報というのは、もう少しアンテナを広げて、細部にわたって町民消費者の声を收拾していかないと、やはりブランドといったシャモ肉のやっぱりこれからの消費拡大にはつながっていかないので、その辺の情報ですか、細かくアンテナを広げていただきたい。生産者農家の方々には、かなりそういった声が入っているそうなので、その辺のアンテナを広げて情報収集お願いしたい。そういった意味からも、シャモ鶏舎の屋外運動場の除染を早急をお願いしたいんですが、その辺の考えを、やると団体と調整するということなんですが、そちらは農地除染で行うのか、宅地除染で行うのか、そういったものの考えをお聞きします。

議長（新関善三君） 産業課長。

産業課長（佐藤賢助君） ご質問にお答えいたします。

シャモ振興会と協議をしながらやっていきたいと思います。運動場と、それから鶏舎というふうにございますが、産業課のほうで除染につきましては担当してやっていきたいと思っているところでございます。よろしく願いいたします。

議長（新関善三君） 村上源吉君。

1番（村上源吉君） 産業課でやるということは、農地関係の除染ということでよろしいかと思いますが、それで、かなりシャモ農家の方々も心配しているのは、早く計画と、どこからやるという工程ですか、ロードマップを作らないと、シャモの出荷とヒナの入荷の間にやる以外ないので、その辺の打ち合わせをきめ細かくお願い

したいんですが、これを一度にすべての鶏舎ができると思わないんで。

議会事務局長（佐藤光正君） 残り5分です。

1番（村上源吉君） いつからはっきりした計画が取れるか、お聞きしておきます。

議長（新関善三君） 産業課長。

産業課長（佐藤賢助君） ご質問にお答えいたします。

シャモの生産農家17軒ほど今ございます。線量の高い場所にあるところ、それから線量の低いところあるんですが、生活圈と一緒にやってほしいという、そういう生産農家の方もいらっしゃいます。あと、運動場だけやってほしいという生産農家の方もございます。その中でよく振興会とも相談しながら、それから県のほうも交付金の担当ともよく協議しながらやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（新関善三君） 村上源吉君。

1番（村上源吉君） 私の質問時間も少なくなってきたのであれなんですが、今の話では、農地なのか宅地除染なのか全然分からない答弁になってきたようなんですが、その辺、早く決定して対応をお願いしたい。

次に、営農団地造成についてなんですが、これは復興事業として議会でも再三計画に盛り込むようにということで、国のほうへも要望書を出しているわけなんですが、国のほうからも協議会でも話し出しておいたわけなんですが、その辺、やはり今回の復興事業では農用地開発というような部分で十分対応できますよということで回答をもらって、その中でも経産省とか、そういったところからアドバイスがきているわけなんですが、まずは事業計画を作ってくださいと。そして、県の農林水産部と相談して復興庁に申請していただきたいということが文書で来ていたわけなんですが、その辺、今後復興事業に取り組む考えはあるのかどうか、お聞きしておきます。

議長（新関善三君） 産業課長。

産業課長（佐藤賢助君） 質問にお答えいたします。

営農団地のご質問でございますが、町長もお答えしたように、今のところ避難者のための営農団地ということであれば、耕作放棄地のほうのものかなというふうな考えを持っているところでございます。

議長（新関善三君） 村上源吉君。

1番（村上源吉君） 私は、避難者うんぬんでなくて、やはり川俣町が近隣市町村の方々が川俣に定住してもらうためのいろんな施策が、受け皿が必要だと思ってこれを提案しているわけなんですが、もう一度お尋ねしますが、計画に載せる考えはございますか。イエス、ノーでお願いします。

議長（新関善三君） 産業課長。

産業課長（佐藤賢助君） 質問にお答えいたします。

営農団地ということではありますが、営農団地でも伐採するだけというような団地もありますし、宅地と同じような形の広場を造るというような団地もいろいろござ

いますが。

議会事務局長（佐藤光正君） 60分経過いたしました。

産業課長（佐藤賢助君） 今のところ私どもで考えているところでは、なかなか難しいのかなというふうに考えているところでございます。

議長（新関善三君） 以上で終わります。

1番（村上源吉君） 少し時間足りなかったんですが、以上で質問を終わります。

（「議事進行」という声あり）

議長（新関善三君） はい。

2番（高橋道弘君） 1番議員が質問したので、調べて回答しますと言ったのを回答しないうちに、なんで終わるんですか、おかしいでしょう。そうならば、みんな調べて回答しますといたら、一般質問なんかなんぼ言ったって、みんな後で調べて回答しますと言われたら何もできないじゃないですか、議長。やっぱり適正に質問しているんだから、適正に回答、その期間中に求めるべきでしょう、議長は。と私は思いますよ。

議長（新関善三君） それでは、答弁者に申し上げます。

未回答、調べて回答する分につきましては、早急に調べて回答を願います。調べた後、あと時間を割いて回答させます。

（「議事進行」という声あり）

2番（高橋道弘君） だから、調べて回答した後、質問できないじゃないですか。というの、議員の立場からいけば。だから、休議してやるのが筋じゃないですか。それを受けて再質問ってあるわけだから、みんな。おかしいでしょう。そうだったら、都合悪いことは全部それじゃあ調べて回答しますと言えば終わりになっちゃうじゃないですか。

議長（新関善三君） 質問時間が終了しましたので、そのことは、その件につきましては、調べた後、回答をさせます。

2番（高橋道弘君） そのことを言っているんじゃないでしょう。

調べて回答するのは当たり前ですけども、我々は一問一答でやれと言われていたんだから、質問は次々つながっていくわけじゃないですか。そこで途切れて後で回答しますといたら、質問、次はできないんですよ、本来的には。だから、話題変えて質問するしかないわけじゃないですか。だから、その場合は休議したってなんだったって、ちゃんと回答もらって、質問時間内に収まる時間内にきちんと回答させるべきじゃないですか、議長の指揮権からいけば。そんなことやったら、都合悪いことは全部調べて回答します、で終わりますよ。

議長（新関善三君） それでは、調べて回答させる時間も必要としますので、次に質問を（不規則発言あり）次の質問が出てしまいまして、継続して1時間の持ち時間が流れました。大変申し訳ございませんが、議長名で、その再回答につきましては担当課長に今指示をして、その回答をいただくということでご理解をいただきたいと。（不規則発言あり）申し上げますけれども、質問者が続けて、その問題の質問

を継続してしまったということで、1時間の時間が過ぎてしまいました。この質問につきましては、後で質問者に担当課長のほうから回答をさせます。それでご異議ございませんか。

(「異議あり」という声あり)

2番(高橋道弘君) 本会議で質問したことを、今度は個人的に回答するのかい。そんなばかな話ないじゃないですか。本会議で全員が聞いているんだもの、全員、我々聞く権利あるわけじゃないですか。質問者だけではないですよ。

議長(新関善三君) 大変言葉が足りなくて申し訳ありません。

再回答についても、議会の中で回答をさせます。

質問を続けさせていただきます。(不規則発言あり)

あくまでも申し上げますが、時間が経過しましたので次の質問者にバトンタッチをさせていただきます。そのことは、あと産業課長のほうから議会で答弁をさせますので、次に進めさせていただきます。(不規則発言あり)

(「議事進行」という声あり)

議長(新関善三君) 今、議事進行が発せられました。遠藤宗弘君。

14番(遠藤宗弘君) 議長のところ勝手にそんなことを決めるわけにいかないでしょう。一般質問は1時間以内ということが決まっているわけだから、1時間以内に回答が求められないものは、それで終わりなんですよ。そのことはきちっと決まってるでしょう。みんなで確認しているでしょう。それを誰かが何か言ったからといって、いちいちそういうものを取り上げていたら、議会なんか進まなくなっちゃうんですよ。何のための約束なんですか。そこら辺は議長の下にきちんとやってもらわないと今後の問題もあるので、仮に1時間過ぎたから後で回答させますということになればですよ、今後前例になって、どんどんいろいろ分からない、調べる必要のあるものは私はどんどんやりますよ。後で1時間ぐらい回答求めることだってできるということになるんですよ。そういう前例を作るのがいいのかどうか、ここはきちっと議長の采配をお願いしたい。

議長(新関善三君) 貴重な動議をいただきました。ルールに従いまして、質問の時間、答弁の時間が経過しましたので、前段の村上源吉君の質問に対しましては終了させていただきます。

議長の前言を取り消させていただきます。

次に進めさせていただきます。

14番 遠藤宗弘議員の登壇を求めます。遠藤宗弘君。

14番(遠藤宗弘君) 14番遠藤宗弘でございます。

私は、日本共産党や日本共産党後援会寄せられた声の中から、大きく3点について当局の考え方を質してまいりたいと思うわけであります。

今、日本の国はどうなっているのかというのが私の率直な感じであります。例えば今、私たちの議会の中では、これほどの原発事故に痛めつけられて、原発はもうたくさんだと、原発はやめてくれという意見書も上げました。また、TPP

で、この原発事故で悩んでいる農家の皆さんが壊滅的な打撃を受けるから、これも是非考え直してくれという意見書も上げてます。しかし、こういう末端の議会の声が国政の中では全く取り上げられない。日本の国は、国民の命や暮らしを守る政府がなくなってるのではないかとさえ思えるような政治が今進められているわけでありまして。東京電力の原発事故から1年3か月、事故の原因究明もできていない中で、避難した人もまだ戻れない。まともな原子力の規制機関も政府が作るというってまだ作らない。そういう中で、大飯原発の再稼働を野田内閣が行おうとしているわけでありまして。東日本大震災と原発事故で国民の暮らしが大変な中に、民主党が自民党と一緒にあって、公明党まで巻き込んだ増税談合が進められているわけでありまして。消費税の大増税を国民に押し付けようとしてます。所得と消費が落ち込んでいる下で、消費税10%をはじめ、20兆円もの負担増を国民にかぶせようとしている。このようなことをやったのでは、日本経済の底が抜けてしまうのではないのでしょうか。思い起こせば、1997年の消費税5%への大増税が大不況の引き金を引き、14年間で税込、年単位で90兆円から76兆円に14兆円も減った。こういうことが、もっとひどい形で繰り返されるように思えてなりません。消費税は5%では所得、仮に200万円以下の消費者の負担は5.3%、200万円以上では消費税負担率が1.2%となり、消費税は低所得者に重い最悪の不公平税だということが出来ます。このような消費税負担増はやるべきではない。もちろん、国民のどんな世論調査を見ても、50数%から60%は消費税は反対だという調査結果が表れているわけでありまして。国民の声が踏みにじられる政治が進められる根源は、はっきり言えばアメリカ言いなりの政治、財界中心の政治がまかり通っているからではないのでしょうか。このような国の動きの中から、町民の命と暮らしを守っていくのが町政の大きな役目ではないかと考えるわけでありまして。こういう基本的な立場の上に立って、大きく3点について、町の当然の行うべき問題について、私は質していきたいと思うわけでありまして。

第1の問題は、町当局は条例を守りなさいという問題であります。これは、町当局は条例を守れなどと我々議員が言うのは全く筋違いの話なんですね。しかし、現実問題としては、平気で条例を守らない行政が行われている。これは、先の議会で私は、川俣町農業農村振興条例に基づく議会に対する報告がなされていないのはなぜかということで、町当局を質したことがあります。その後、あわてて報告は1回やられたんですね。私もその後、改めていうまでもないことなので言わないでいたら、またもや、この報告が議会には届けられていない。なぜ、このようなことが起こるのかと、この原因をきちんと正してもらいたいと思うんです。農業農村振興条例に基づく議会に対する年1回の報告というのは、条例で決まっているんですね。にもかかわらず、言われなければやらないという姿勢が町当局の中にはあるのではないかと。なければ、こんなことは起こらないわけですから、もう議会がうるさくしなければ報告なんかしなくてもいいんだという考えに立って

いるのかどうなのか。ましてや、私がこの問題を提起した原因の1つには、今、原発事故によって農業が壊滅的な打撃を受けている。こういうときに、この農業農村振興条例に基づききちんとした報告に基づいて農村の位置づけを調べようと思って議会事務局に質したらば、報告は出されてませんと。これでは困るなど。じゃあ、やはり正式な場で申し上げるほかないなということで、町当局は条例を守る気があるのかどうなのか、このことについて質問に取り上げたわけでありませぬ。町当局は条例、都合のいいことは全部守っているんですよ。住民が滞納すれば差し押さえはするわ、取り立てはやるわ、こういうことはちゃんとやっているんですよ。これも条例に基づいた行為ですから、これは条例守る、都合のいいことは守る。しかし、都合の悪いことは守らない、これでは町民に責任を負う町の姿とは思えないので、この辺のことについてはきちんと報告してもらいたいと思うわけでありませぬ。しかも、私がこの一般質問通告を出したらば、昨日だかなんかにあわてて報告書が議会に届けられたというんですが、しかし、今の時期に出される、中身はチラッと見ましたが、なんか1年遅れの週刊誌を読んでいるような感じで私は目を通しました。今、農村や何か、山木屋なんかは田畑をすべてなげうって避難しているわけですね。その実態が全然反映されない報告。もちろん、これは1年前の報告ですからそうなんでしょうが、本来ならば、23年度、原発事故が起こって、農村がどういう状況にあるのかを今年度は知らせていただきたいわけですよ。1年遅れの週刊誌を見せられても、とても本当に靴の上から足かくようなもので、全然ピンともツンともこないんですよ。なぜ、こういうことが起こるのか。しかも、振興計画なんかを見ればですよ、いろいろと能書きは並べられているんです、重点項目や何かに。これに沿った報告が出されるなら分かりますが、条例守れと言われたから、まずは出しますからというのが今の姿勢なのかどうなのか。その辺のことについて、町当局の考え方を質しておきたいと思うわけでありませぬ。

あと、2つ目の問題は、自然エネルギーによる町おこしという問題であります。このことについても、町当局は非常に場当たりの取り組みきりなされてないんですよ。私は、今で言えば何年前でしょう、4年前ぐらいになりますか。川俣町は、一応水は豊富な町なんだと、だから小水力発電を検討してみてもどうですかという提起をしました。当時の産業課長、これは是非検討させてもらいますということで、当局としては小水力発電について検討することになっていたんですよ。しかし、私も何も言わなかったのが悪いかどうか分かりませんが、それについての検討結果というのは何ら議会には出されておりませぬ。ましてや今度、自然エネルギーによる町おこしといったのは、振興計画にも、いわゆる町が復興計画の中の重点項目として自然エネルギーを取り上げているんですよ。バイオマスだとか、風力だとか、太陽光とか、これは23年度に実施する重点項目なんです。ところが今年の当初予算を見ても、1円もこれは入ってないんですよ。だから、いわゆる復興計画は計画なんで、後のことは知りませぬと、計画だけ作ればそれで

終わりということになってるんであれば、何のために作ったのかということになってしまふんですね。本当に復興計画で出していることの具現化を図ろうとするなら、今、町に財調なんか10億円くらい持ってるわけですから、例えば1億なり2億なり取り崩して、町の公共施設、学校や何かの屋根に全部太陽光を上げるとか、そのぐらいの大胆な施策をとらなければ、いわゆる復興計画が進んでいるなどということは到底感じられないんですよ。全然財源がないというのなら、そんなこと私は言いません。だから1億や2億取り崩して、すべて町の公共施設には太陽光発電を設置すると、具体的に言うなら、学校などの小中学校は自前の電気で全部賄うんだというぐらいの気概を持った施策を行う必要があるんじゃないかと考えるので、復興計画をどのように具現化しようとしているのか、その辺の問題について質しておきたいと思うわけでありまして。

3つ目の問題は、先の議員の質問にもいろいろと出されてはきておるわけですが、仮置き場の問題であります。この仮置き場は、除染にとってなんとしても必要な問題でありますし、町中、町民が2,000人も参加して低減化事業を行って、最後には仮置き場の問題で大変混乱したという経験も持っているわけです。今、町の最重点課題は、除染だということを町長も再三にわたって言っているわけですが、私がこの見ている限りでは、仮置き場の設置が非常に困難、苦勞しているというのは分かるんです。しかし、じゃ、実際に苦勞しているのはだれかといえば、原子力対策課だけでしょう。そのほかの職員さんは、どこ吹く風ぐらいの調子でいるというのが実態ではないかと思うんですよ。これ、川俣町の今最重点課題が除染だということであれば、庁内一致して全課の課長さんたちが体制を組んででも、早急に仮置き場を設置するために動こうじゃないかというぐらいの体制は取れないのかどうか。町民から税金を集めるときは、収納特別組織を作って収納に歩くわけでしょう。今、最も大切な放射線除去の問題、除染問題ということであれば、全課長が一丸となってグループを組んででも仮置き場を探し歩くというぐらいの姿勢が必要なのではないかというふうに感じてならないんです。今度の議会も私が最後の一般質問ですが、一般質問や何かの答弁でも、苦勞するのは担当課という、いわゆる原子力対策課ですよ。健康問題であれ何であれ、その他の課がちゃんと所管があっても答弁にも出ないというのが実態でしょう。これは、やっぱり庁内一丸となって物事に取り組んでいるという姿勢は到底私は見られないんで、このことも含めて当局の考え方を質したいと思う次第であります。

議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。町長。

町長（古川道郎君） 14番遠藤宗弘議員のご質問に答弁をいたします。

第1点目の町当局は条例を守れ。の「川俣町農業・業振興条例に基づく農業及び農相の動向並びに農業農村の振興に関して講じた施策に関する報告がなされていないが、なぜ条例を守れないのか。」についてのご質問でございますが、まずもって、議会への報告につきまして条例に義務付けられており、それを遵守することは当然であるにもかかわらず、平成22年度分について昨年度に報告すべきところを

滞っておりましたことに深く陳謝申し上げます。議員より、平成22年9月定例会の際にも同様のお質しがあったものであり、改めて法令順守について職員の意識の徹底を図っていくことが必要不可欠であると考えております。特に、この条例は農業及び農村の振興に関する施策について、基本理念及びその実現を図るための基本となる事項を定めるため、地方自治法第112条、川俣町議会会議規則第14条の規定により提案され、制定した町の基幹産業である農業等の振興を図るための基本条例であり、それに係る事務執行も重要であると考えております。改めまして、今後は同じことを繰り返すことのないよう事務の遂行に最善の注意を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、遅れてしまいましたが、当該報告書につきましては、今般、引き続き作成をし、この6月8日に議会に提出をしたところでございます。また、今後、報告書につきましては、毎年決算報告と併せ9月定例会までに議会に報告してまいると、そのような考えでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、第2点目の自然エネルギーの町おこしを、「積極的に自然エネルギーの導入を進めるべきと思うが、平成23年度は何に取り組んだのか。すべての公共施設に太陽光発電設置に関する予算を付けるなどの姿勢が必要だと考えるがどうか。」についてのご質問でございますが、平成24年3月5日に策定いたしました第1次川俣町復興計画の復興施策におきましては、地域の特性、産業の創出等を考慮しながら、木質バイオマス、太陽光、風力あるいは小水力による発電など、積極的に再生可能な自然エネルギーを導入したうえで、自然、産業及び情報技術を組み合わせたシステムとして、過疎型スマートコミュニティプランの構築及びそのプランを実施することとしております。また、復興施策の推進につきまして、平成23年度はスマートコミュニティに係る予備調査を実施したところでございます。具体的には、木質バイオマス発電所における可燃性処理の技術開発の可能性、過疎地域におけるスマートコミュニティ構築のための需要構造等について、検証データ、研究資料等により文献調査を実施したものでございます。平成24年度におきましては、この予備調査を基に過疎型スマートコミュニティプランを構築すべく一般財団法人新エネルギー導入促進協議会のスマートコミュニティ構想普及支援事業に応募するため、現在、補助申請書を策定しているところでございます。自然エネルギーのうち、太陽光につきましては、公共施設では、昭和56年度の中央公民館をはじめといたしまして、山木屋教育交流センター、保健センター、山木屋小学校校舎・体育館及び街路灯に設置し、省エネルギーの啓発を図ってまいりました。今後は、更に自然エネルギーの活用につきまして、新たに建設します庁舎をはじめ、公共施設における設置につきましても補助制度を有効に活用しながら導入に向け検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、第3点目、仮置き場は決まったかの、「現時点で決まった仮置き場の箇所数と場所は。全町除染は町最重要課題なのだから、全職員が全力を挙げて仮置き場の確保にあたる体制整備が必要だと思うがどうか。」についてのご質問でございます。

すが、現時点で具体的に進めている仮置き場の箇所は2か所でございます、小島地区と福沢地区でございます。町では、平成24年度、25年度で除染を行う場合の仮置き場の必要面積を23,7ヘクタールと見込んでおり、仮置き場の確保について除染事業を進めるうえでの必要不可欠であり、その確保につきましては、最重要課題と認識して進めているところでございます。そのため、議員お質しの全職員が仮置き場の確保のための体制整備を図ることはもとより、本格除染に向けた取り組みも併せ進めてまいります。今後の対応といたしまして、仮置き場の設置の目途がつき次第、除染事業を進めてまいります。6月中には仮置き場の選択を終了させ、仮置き場整備事業と除染事業を併せ、7月を目途に事業推進できるよう図ってまいります。以上で答弁といたします。

議長（新関善三君） 遠藤宗弘君。

14番（遠藤宗弘君） これ、条例を守れて私がいちいち言っている中身ではないと思うんですが、結局これ15年に作られた条例ですね。15年に作られて、毎年議会には報告するというを条例の中に位置づけられている。けども、私が指摘するまでは1回も報告がなかったんです。これで2回目です。なぜ、このようなことが起こるのか、この原因はどこにあるんですか。

議長（新関善三君） 産業課長。

産業課長（佐藤賢助君） 質問にお答えいたします。

農業及び農村の動向に関する報告でございます。確かに条例に年に1回ということで報告しなさいということでございます。去年のまとめにつきましては、担当のほうでまとめてあったのですが、議会のほうに提出が遅れてしまったということで、担当課課長といたしまして職務の怠慢ということで理解しております。大変申し訳ございませんでした。

議長（新関善三君） 遠藤宗弘君。

14番（遠藤宗弘君） 去年はまとめておいたけども、議会に提出するのが遅れたと。まとめ終わったのはいつですか、何月何日ですか。議会に提出したのは8日ですよ。じゃあ、前に去年の分はまとめておいたというのであれば、何日の日にまとめ終わってます。

議長（新関善三君） 産業課長。

産業課長（佐藤賢助君） 質問にお答えいたします。

まとめということで、その作業に入っていたわけですが、まとまらずに今回の提出になったということでございます。

議長（新関善三君） 遠藤宗弘君。

14番（遠藤宗弘君） 課長も替わったということもあるので、そういうことなのかも分かりませんが、まとめはおいたけども、提出するのが遅れたとさっきは言ったんですよ。だとすれば、まとめたものはいつ出来たんだと私は聞いたんです。そうしたら、今度はまとめておかなかったと。そういう、なんとか議会を乗り切るために場当たりの発言をしていけば、後でやはりきちっと追求しますよ、私は。

やってなかったのならやってないと、では、やってなかったのなら、なぜできなかったんだと、今後はどうしますか、どう改善するんですということまで答えてもらわないと、私はやはり引き下がりませんよ。

議長（新関善三君） 産業課長。

産業課長（佐藤賢助君） 質問にお答えいたします。

まとめるという作業をしていたということで、まとまらなかったということでございます。原因がどこにあるかということでございますが、なかなか難しいかと思っております。どこに原因があるかということをしっかき考えていきたいと思っております。

議長（新関善三君） ここで休憩といたします。再開は２時１５分といたします。

（午後２時００分）

議長（新関善三君） 再開いたします。

（午後２時１５分）

議長（新関善三君） 産業課長。

産業課長（佐藤賢助君） 先ほどの質問にお答えいたします。大変申し訳ございませんでした。

昨年にまとめておいたが、議会の報告が遅れたというふうに申しましたが、まとめの作業に入っていたが、東日本大震災等のために事務処理が遅れてしまい、先週まとまったので提出したというところでございます。原因は何だというようなことでございます。課の課長として全体の業務の把握をしっかきやっていたというようなことにあるかと思っております。今後は課の業務をしっかき把握していきたいと思っております。また、先ほどの町長の答弁にもありましたが、毎年の決算報告の時期に提出してまいりたいと思っております。よろしく願ひいたします。

議長（新関善三君） 遠藤宗弘君。

14番（遠藤宗弘君） この農業及び農村の動向並びに進行に関する報告、施策については、前年度どうしたことやって、今の農業がどう状況に置かれているかという点では、ある面では川俣でのまとまった農業問題の1つの報告というのは、これが最高なんですね。だから、これに基づいた施策をとらなくちゃならないと私は思うんですよ。けども、川俣町復興計画の中では、山木屋地区に対して山木屋地区住民などの意見を取り入れつつ、早期に山木屋地区住民の帰還が実現するための計画を策定し実施しますという、これは復興計画の重点施策として23年度から取り組むということになっているわけですね。この復興計画を、復興施策を取り上げるにあたって、現状の山木屋の実態というものをつかんだうえで恐らく出されているんだと思うんですね。私は当然のこととして23年度、今、原発以降の農業問題がどうなっているかということは把握しないでこの復興計画に載せたというふうには私は理解しにくいんですが、これ、なんか状況がきちんとして何でもってつかまれ

て、この復興計画が作られたのかをお聞きしたいと思います。

議長（新関善三君） 企画財政課長。

企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまの復興計画の例えば山木屋の状況の把握でございしますが、例えば農業団体の代表とかいろいろ商業団体とか、各いろんな団体の代表の方とか、あと、いろいろとご意見を賜りまして、そういったものを反映したものではありませんが、ただ、今現在の状況、例えば除染の状況がまだまだ進まない状況等については、まだ、その時点では加味されておりましたので、今後の中では例えば見直し、そういった状況に合わせた見直しというのもあるかと思えます。以上で答弁といたします。

議長（新関善三君） 遠藤宗弘君。

14番（遠藤宗弘君） これは農村の実態をつかむうえで、川俣町の農村のいちばん大きな部分がすっぽりと抜けちゃっているんですね。田も畑も、この大字別に見れば圧倒的に山木屋は多いわけです。このことを事実としてつかまないままに農業の復興などということをつくら口に出しても、これは絵空事になるんじゃないかと思うんです。だから、そういう点が復興計画を作るのであれば、町当局としては早急に23年度の農業の実態を産業課に求めて、その事実の上に基づいた復興計画を立てるといことがやられないと、いくらこういう文書で並べられても、実際にやる気があるのかと、実態つかんでないんじゃないかというふうに私なんかはひねくれているので、そういうふうに受け止めちゃうんですね。実態つかんでないというのは明らかなんですから、報告も何も出てないわけですから。だから、それは復興計画を作るにあたっては、そういう具体的な事実、地に足を付けた計画でないと、これは成り立たないんじゃないかと思うんです。

ついでだから言っておきますが、私が自然エネルギー問題に取り上げたというのは、復興計画の18ページにちゃんと出ているわけですね、過疎型スマートコミュニティの構築及び実施、これも23年度から行う計画なんですよ。ところが、当初予算には何ら予算化されてないでしょう、何も。当初予算に予算化されてない、今年の24年度の予算にも載ってないんですよ。23年度からやるって言うてますよね、復興計画では。なぜ、そういうことが起こるんですか。

議長（新関善三君） 企画財政課長。

企画財政課長（菅野浩市郎君） まず、23年度からの取り組みの関係でございしますが、23年度につきましては、あくまでもスマートコミュニティの予備調査業務というふうな形で実施をしたところでございます。また、24年度につきましては、確かに予算には計上してございません。24年度どういうふうな進め方をするのかというふうになりますと、現在考えておりますのが、事業者が補助金を受け取る事業主体といたしますか、事業主体となつて行う、新エネルギー導入促進協議会のスマートコミュニティの構想の支援事業というもので、事業者が申請して町も協力するというようなことで考えておまして、実際、町のほうの予算の中には計上とはならないんですが、その中で実現可能性調査というんですか、そういったものを約1

年がかりでできればということでは現在進めているところでございます。

以上で答弁いたします。

議長（新関善三君） 遠藤宗弘君。

14番（遠藤宗弘君） そういうことで、結局事業者が、県や国がということだと全部握られるんですね。町自体として自然エネルギーを本当に重視するという姿勢があるなら、町の財力を使ってやってみたらいいんじゃないですか。だから、今、学校の屋根や何かにすべて自分の自然エネルギーで学校は運営できるんだぐらいの計画をきちんと立てて、それに必要な金はこれだけだと、県や国にも補助を求めますと、どうしてもだめなら自力でもやりますというぐらいのことをきちんと持たないと、これは進まないんだと思うんですね。県や国がとって、事業者が出てこないからできませんと。じゃあ、復興計画って何なんだということになっちゃうわけですよ。どこもやるところがないんだらば、町独自ででもやりますよという腹を固めない限りは、復興計画なんか一步も進みませんよ、これ、ずうっと見てても。ましてや24年度の予算に一銭もこのことについて金は使わないで、言葉だけで進めようとしたって、これは進むもんじゃないでしょう。だから今、確かにいろいろな公共施設にも努力はしているけれども、それは本格的なものとは言えないんですね。だから、学校なんかの屋根に全面太陽光発電を設置するということになれば、学校の電気はほとんど恐らく賄えると思うんですね。だから、そういうことで利益を生み出すことまで考えた事業として、本当に復興計画に出されている中身が実現できるのかどうなのか。そうすれば、学校教育の中で自然エネルギーに対する関心や何かも高まるだろうし、原発に依存しなくてもやっていけるんだと、川俣町は原発、脱原発をきちんと議会としても決議して意見書も上げているわけですから、それに見合った町としての施策をちゃんと取るべきなんじゃないかと。だから、そのためには私は財源的にも、例えば10億を超える基金が今持っているわけですよ。そういうものをまず使うとか何かということも考えながらやっていく必要があるんじゃないかと思うんですが、その辺についてお聞かせ願いたいと思います。

議長（新関善三君） 町長。

町長（古川道郎君） 報告が、あるいは実態を伴いながら遅れてしまったこと、改めてお詫び申し上げます。

山木屋地区の農業等についても、22年度の報告だったのでありますけれども、23年度、原発の事故が発生いたしまして、現在、昨年から山木屋農業については、とにかく除染、あるいはまた放射性物質の移行する作物を作ってどのくらいになるのかということをやっているのが実態でありまして、昨年は山木屋の畑に放射性物質を移行する作物ということで作って、その実証をやったわけでありまして、想像されたほどの移行がならなかったというような実態も出ているところでございまして、今年は23年度の事業としてやったモデル事業の坂下地区にも、田んぼに米を作ってどれくらい移行するのかと、そういったことも実証すべきだというようなことも踏まえながら、この農業農村振興計画の中における山木屋のことについて

も取り組む考えで今いたところでございますが、それらの報告については、この9月議会に併せて報告をしなくちゃならないと思っておりますのでございます。

また、ただいま質問ありました件等につきましては、そういうことをやって事業利益を生み出すくらいの考えを持った前向きな考えはできないのかというようなことの質問だと思っております。それは別に否定するものでは何でもないんであります。これからの事業の中にどのようなことで取り組むことによって、その再生可能エネルギーを有効に活用して町民生活の向上につなげるかということについては、検討していくことについては、今後検討する課題として上げていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

また、前に小水力も議員から提案がありました。具体的には峠の森のキャンプ場についてやったんであります。当時セゾンはなづかと共同で、市にある中川水力のほうのそれをやったんであります。先ほど話出しましたけれども、経費的な問題については、やはり効率が得られないというようなことで断念した経過がございましたが、しかし、取り組むことをやっていかないと結果が見えないのでありますので、お質しのようなことについては、検討することについて見直しも含めた中で対応してまいりたいと思います。以上で答弁いたします。

議長（新関善三君） 遠藤宗弘君。

14番（遠藤宗弘君） 私は、やはり事実に基づいた計画をまず作らないとだめだと。だから、これ本当に計画、私は議員の皆さんもまだ手にしてないんですが、議会に来てから私は一部だけもらったんです、ずるって言われればそのとおりです。けれども、ただ、ずるっていったって、私が通告したから作ったんだからしょうがないんだ。けれども、ただ実態は山木屋の問題だってなんだって22年度ですから全く健全なんです。これではこれからの対策何の手も打てない。だから、1年前の週刊誌と同じだって私が言ったのは、そうなんです。これではだめなんだ。だから、本当に復興計画や何か作るのであれば、なにも急いで23年度のものを担当課に指示をして作らせて、それを復興計画に反映するくらいのことを機敏にやっぴりやらなくちゃだめだと思うんですね。災害が起こっても何が起ころうと、のんべんだらりんと、いわゆる決算のときまで作りますよでは。これでは町民の要求にきちっと応える行政にはなっていないと思うんですね。だから、必要なものは急いでいたって作ると、もう年度過ぎていくわけですから、23年度は。だから、もう23年度をまとまってたって不思議じゃないんですよ。そういう機敏さが行政の中にないと、これは町民から何やってるんだということになっちゃうんですよ。そのことは、ちょっと急がせる考えはないのかな。9月の決算議会までにはなんとかしますでは、これ原発で立ち上がられないくらい痛めつけられている町民が、この原発にどう立ち向かうかといったときに、農業の実態をやっぴりどんな被害を被っているのか、そういうものをちゃんと町として明らかにして、せめて議会にくらいは早急にやっぴり農業の被害の実態や何かも含めた報告を出させる考えはないのかな。そこは聞きたいと思うんです。

議長（佐藤喜三郎君） 町長。

町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

なんとか9月に間に合わせるという意味じゃなくて、今、作業入っているんでありますけれども、これらのほうをまとめて、これらの議会のほうも当然、議会のほうに報告した後に報告というような形に持っていきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（新関善三君） 遠藤宗弘君。

14番（遠藤宗弘君） 6月議会終われば、黙っていれば9月になっちゃうわけで、是非そういうふうにならないような議会に対する報告をお願いしたいと思います。

それから、いわゆる自然エネルギーの問題について、率直にいったあのこんな体制では私は永遠とできないだろうと思うんですよ。例えば、企画財政課がいくら本気になって課長頑張ったって、電気はどうやって起こすんだと。ここに応えられないでしょう。そういう人がいくら自然エネルギー口に出したって進むわけがないでしょう。だから、私は最初から言っているでしょう。川俣町には日本一の直流発電機工場があるんですけど、こことどう相談するかやったらいいでしょうということをお私再三言っていますね。全然やってないでしょう。あとは、福島大学で風力発電、扇風機並みの風力発電、これはマスコミでも報道されましたね。こういうものにちゃんとアタックしているのかどうなのか。風力発電はいろいろ害があるのかなんかということをおいろいろ言われています。しかし、あんな小さいもので、あるいはどのぐらい大ききまで耐えられるのかやってみるとか何かって、アタックすることを全然やらないでは、いつまでたってもこれはできませんよ。太陽光の問題にしたって、じゃあ、あの屋根全部に設置したらいくら発電するんだと、金は幾らかかるんだという、そういうことだって、ただ企画財政課長の下で頭抱えていたって、10年頭抱えてたって俺は解決しないと思います。だから、その専門家、専門家に、どうアタックするかなんかと思うんですよ。技術屋なんかっていうのは川俣町にはいっぱいいますから。原子力の問題なんかだったら、本当に炉心のすぐ近くまで行っている人間何人もいるんですよ。そういうのを分からないで、ただ安全だ、安全だと言ってるから俺はおかしいと思ってるんだけれども、そういう川俣だけの資源を使っても相当できるんですが、残念ながら役場の中だけでは自然エネルギーに対応できる人はいないと思います。だから、そういうところに、それこそ存目でも何でもいいから予算を付けないと相談にも行けないんですよ。だから、これでは進まないだろうと思うんで、そういう積極的な姿勢で取り組む考えがあるのかどうなのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（新関善三君） 企画財政課長。

企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまの確かに専門家というか、そういった中身の分かる方がいないとできないということは十分理解できます。例えば福島大学等につきましては、いろいろ再生可能エネルギーの関係の先生方とのご指導をいただいてまして、あと、精機さん、あと東芝さんのほうからも太陽光パネルの関係では

いろいろとご指導いただいているところでございますが、ただいま議員お質しのよ
うな、もっと突っ込んだような、例えばモーターの関係につきましては、これから
ご指導いただけるような機会を設けながら取り組みを進めてまいりたいと考えてお
ります。以上でございます。

議長（新関善三君） 遠藤宗弘君。

14番（遠藤宗弘君） だから、例えば川俣精機さん、直流発電機ですから、専門は
ね。だから、それはモーターと発電機は違いますからね。そこら辺はちょっと理解
して取り組まないとちょっとだめだと思うんです。もっと身近な問題として、例え
ば自然エネルギーをどうのこうのというのであれば、例えば道の駅に東芝で作った
風力発電ありますよね。これは今、発電は何もしてないですよ。自然エネルギー
を利用しようとするならば、ああいう小さな風力発電でも何らかの形で活用する、
壊れているのなら直すこと、こういうことに取り組まないで、ただ卓上で自然エネ
ルギーなんか、今あるものも使わないでいくら文章に書かれたって、私、
信用できないんですよ。あれは川俣精機さんを通じて、あれ直してくれとかなんか
っていうアプローチはしたことあるんですか。

議長（新関善三君） 企画財政課長。

企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいま道の駅の風力発電と太陽光パネルのハイブ
リットというか、そういうタイプでございますけれども、直していただきたいとい
うことでお話は申し上げましたが、まだ直ってない現状でありますけれども、その
状況もまだ詳しくつかんでおりませんでしたので、状況をきちんとつかみながら今
後の対応を考えてまいりたいと思います。以上で答弁といたします。

議長（新関善三君） 遠藤宗弘君。

14番（遠藤宗弘君） あの風力発電、課長さん、失礼だけでも、あなた、いくら見
ても原因はつかめないと思いますよ。だから、やはり専門家にちゃんと見てもら
うという、そのためには必要なお金は払うという、当初予算に1円も存目もないん
だから、今の段階では払いようがないんですよ。だから、できないんですよ。だ
から、やる気がないというほかないんですよ。そういうことを一つひとつ、やはり町
の中にあるものについては努力して、必要な金も使って、こういう復興計画の重点
項目に入れておいて1円も調査費もなにも入ってなくて、いくら重点項目であげて
いたって、できっこないですよ。例えば先進的なんですよ、川俣は太陽光発電な
んかは。広瀬川沿いに1基60万円もかけた街灯を何基付けたんですか。ああいう
先進的なことをやっぴいながら、今この自然エネルギー全国的に騒がれているとき
に予算に1円も付けてないで、いくらやりますって言ったって、これはだめなんで、
必要な金も持ちながら、調査費ぐらいはやはり載っけて今後やる考えがあるのかど
うなのか、再度お尋ねしたいと思います。

議長（新関善三君） 企画財政課長。

企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまの道の駅の風力と太陽光パネルの発電でご
ざいますけれども、調査費等を付けてというふうなお質しでございますが、やはり

原因等を究明しながら、それ実際対応、あそこは街路灯といいますか、18ワットの2つの蛍光灯で公園付近を照らすようにというようなことで贈呈をいただいたものでございますので、その目的が達成されるようなことでちょっと考えてまいりたいと思います。以上です。

議長（新関善三君） 遠藤宗弘君。

14番（遠藤宗弘君） あの、道の駅照らすか照らさないかは私は構わない。そういうことではなくて、あそこに自然エネルギーを利用した発電装置があるわけだから、あれをどう活用するのか、稼働させるのかという問題なんですよ。川俣は先進的に広瀬川沿いに街路灯、あの当時としても全く高いですよ。私は設置そのものに反対したんですが、1基60万円もかけて街路灯あんなに付けるなんていうのは私は反対だといってがんばったんですが、残念ながら予算は通ったんで今付いているんですが、だから、そういう先進的なことをやっっているながら、この時期にその自然エネルギーに対する予算を1円も付けない予算を持ってるといって、非常にまれな町ですよ。だから、そういう姿勢を是非改めてもらいたいということを町長にお願いして、私の質問は終わりたいと思います。

議長（新関善三君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これより各常任委員会を開催していただき、付託案件等の審査をお願いいたします。

なお、常任委員会の運営につきましては、各常任委員長をお願いいたします。

定例会の最終日、明日の日程ですが、明日13日水曜日は、午前10時から議会運営委員会等を開催し、午後1時から全員協議会、午後1時半から本会議を開催する予定であります。

本日は、これをもって散会といたします。ご苦労さまでした。

（午後2時40分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 新 関 善 三

同 署名議員 菅野意美子

同 署名議員 菅野正彦